

京都市職員の犯罪・不祥事根絶のための提言

—市役所の腐敗体質の抜本的改善にむけて—

2007年4月26日

情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会（市民ウォッチャー・京都）
市民の立場で京都市職員不祥事問題を徹底究明する調査プロジェクト

はじめに 提言の目的

本提言は、京都市職員の犯罪・不祥事問題について、その現状と背景を独自調査し、問題解決のための提言を行うものである。「情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会」（略称「市民ウォッチャー・京都」）は1997年度の結成以降、約10年間、京都市政の監視活動を行ってきた市民グループである。今回提言を発表することにしたのは、以下の理由・目的による。

第1に、現在京都市ではいったい何が起こっているのか、その要因は何か、広く市民に対し、具体的、詳細に提示することである。

京都市職員の犯罪・不祥事問題は2006年以降、市政を揺るがす大問題となっている。全国的にも注目されている問題であるにもかかわらず、京都市は、何が原因でいま市がどんな状況に陥っているのか、いまだ市民に対する説明がほとんど行われていないし、市民からの疑問や不満、要望を踏まえた対策をとろうという姿勢に欠けている。

本提言では、市民ウォッチャー・京都が2007年1、2月に2回にわたって実施した「京都市職員不祥事問題電話ホットライン」で市民、市職員から寄せられた情報と、職員からの聞き取り調査、情報公開請求で開示された公文書、これまでに議会審議やマスコミ報道などで明らかとなった事実、これらの情報に基づく独自調査などをもとに、現在京都市で起こっていること、犯罪・不祥事の実情、その背景となったとされる同和選考採用制度の運用実態、市長と行政の責任について明確にする。

第2に、市民の信頼回復をはかることはもちろんのこと、職員にとっても働きがいのある京都市にするための抜本的な対策を提言することである。

京都市は犯罪・不祥事問題に対処するため、2006年8月末、「信頼回復と再

生のための抜本改革大綱」（「抜本改革大綱」）を策定した。問題発生の要因、背景として、同和選考採用制度による弊害と、同制度により採用した職員に対する指導・監督が不十分であったこと、おもに環境局（旧清掃局含む。以下同様）などの現業職場における規律の乱れ、不正常な職場環境の原因として管理職の管理・監督責任問題を指摘するのみである。なぜ弊害が多いと認識しているながら同和選考採用制度を続けざるを得なかったのか、なぜ「甘い採用」をし続けなければならなかつたのか、なぜ管理職の指導・監督が及ばない職場が生まれ、かつそれを放置してきたのか——これらの背景分析についても、市長と行政の責任についても明確にされたとは言い難い。

また「抜本改革大綱」の中で「解体的」改革策として掲げられたものは、警察官OBを含む監察チームによる抜き打ち査察や、全市職員の私生活に深く介入する指導強化、処分の厳罰化など、これで本当に抜本的な改革に結びつくのか、疑問点が多い。

「抜本改革大綱」の内容もさることながら、以下詳述するとおり、現在の京都市に自ら問題解決をする能力があるとは思えない。また「抜本改革大綱」で、京都市民が信頼できる京都市役所に再生することも、若い世代、次世代の職員が働きがいを持って働く京都市役所に再生することも困難であると言わざるを得ない。そこでわれわれは、真に抜本的な改革を実現する方法として、実態調査、現実的な対応方策の提示などを行う、法律、行政分野などの専門家による第三者機関を新たに設置することを提言する。

第1章 1996年度以降の懲戒処分の状況

桝本頼兼市長が初当選したのは1996年2月だが、1996年度から現在（2006年12月末）まで、どのような懲戒処分が行われているか、以下一覧する。各データは京都市情報公開条例に基づき開示された懲戒処分決定書をもとに作成した。

全懲戒処分件数は452件（人）件にものぼる。市長部局分が233件で、うち大半が環境局職員を対象とするものである。覚せい剤使用及び譲渡、暴力団とともに銃撃事件への関与、婦女暴行、暴力、恐喝、児童買春、詐欺、窃盗、事故欠勤（無断欠勤など）等々、これが役所のなかで起こっていることかと信じがたい罪状が並ぶ。とくに覚せい剤など薬物関連の事件で23人の職員が処分を受けていることが、ひときわ異彩を放っている（表1-1～3参照）。

懲戒処分決定書などで確認できるだけでこの期間の全逮捕者は82人。京都市の調査によると、2001～2005年度の5年間で職員1000人あたりの逮捕者数を他の政令市と比較すると、京都市（市長部局）は0・47人で抜きんでている（回答がなかった横浜市、2005年度分しか統計がない大阪市をのぞく）。2位が川崎市の0・33人、3位が北九州市の0・29人である（表1-4参照）。在職中の犯罪での逮捕者が16人にものぼった2006年度分を含めると、京都市職員の逮捕率は大きく上昇し、さらに他市を圧することになる。

なお、上記はあくまでも懲戒処分の事例である。「厳重注意」や「文書訓戒」など懲戒に至らなかったケースはまったく含まれていない。たとえば「無断欠勤では、一週間程度続けた職員が処分の対象になった。」（京都新聞1997年5月21日付け）とあるように、数日程度の事故欠勤なら処分の対象にすらならなかった。このようにかつては懲戒処分の基準自体がきわめて甘かったことを考えると、実際の「不祥事」は懲戒件数の数倍、数十倍の規模で蔓延していることが推測される。

第2章 懲戒事案の特徴

1 異常な実態の日常化

京都市職員の犯罪・不祥事問題は2006年夏以降、マスコミで報道されるようになり、大きな社会問題となったが、上記の各データから、1996年度以降だけをみても、異常な実態が長期間継続していることがわかる。2006年度は別としても、市職員の逮捕者はここ数年で急増しているわけではない。多くの市民に衝撃を与えた覚せい剤などの薬物にかかわって職員が逮捕された事件も古くから頻発している（表1-3）。

京都市も市議会も、最近のマスコミ報道を受けて、精力的に対策にあたっているように見えるが、両者とも、これまで長期にわたって対策を怠り、事態の深刻化を招いたと言わざるを得ない。

2 甘い処分が不祥事問題をより深刻にした

（1）甘すぎる処分

異常なのは、不祥事の内容のひどさ、件数の多さだけにとどまらず、各事案に対する京都市の処分が甘すぎることも強調しなくてはならない。なかには免職になつてもおかしくないようなケースでも、事実上おとがめなしといった処分がくり返されている。いくつか具体例をあげておく（表1-1参照）。

【事例1-1】1996年8月26日（処分発令日。以下同様）：事故欠勤97日。虚偽の診断書を提出して不正に病休を取得しようとする。停職15日。

【事例1-2】1996年12月3日：環境局職員、事故欠勤77日。停職15日。

【事例1-3】1997年2月28日：環境局職員、事故欠勤78・5日。停職1

月。

【事例1－4】1997年8月4日：都市建設局職員、深夜自家用車を飲酒運転中、他の車と接触しそうになったことで口論となり、相手が謝罪しているにもかかわらずその友人3人を含め4人に對し一方的に暴行。さらに車をけり損壊。現行犯逮捕された。停職1月。

【事例1－5】1998年3月17日：環境局職員3人、出勤簿を改ざんし、有給休暇を不正に増やす。いずれも戒告。

【事例1－6】1998年8月25日：環境局職員、事故欠勤14日、処分手続き中に2度の再犯。停職20日。

【事例1－7】1999年2月22日：文化市民局職員、勤務時間中に飲酒、酩酊の上、同僚に暴行。停職3日。

【事例1－8】2000年6月22日：夕食時に飲酒した上、自家用車で出勤（夜勤）、勤務中、上司に飲酒を容認するよう要求、拒否されたにもかかわらず飲酒、深夜、上司の指導に腹を立て暴行。停職15日。

【事例1－9】2001年2月13日：環境局職員、タンクローリーでダンプカーに給油してまわる業務（副業）に從事して停職10日。一部病休期間中にも副業に從事して停職15日。

【事例1－10】2005年12月14日：保健福祉局職員、速度超過、無免許運転、不正手段による免許証取得。停職20日。

【事例1－11】1996年11月21日：下水道局職員、短期間に3度にわたる暴力行為——職場の正門で上司にゴルフクラブを振りかざす。別の日、職場で飲酒の上、所属長にタオルにくるんだ包丁を振りかざし、威嚇、他の職員にも暴言。さらに別の日、灰皿などを手にして威嚇行為をくり返し、拳で所属長の顔を2回殴る——に及ぶ。停職6月。

【事例1－12】1998年9月8日：水道局職員、病休中居酒屋で客と殴り合いのけんか、店の器物破損。停職45日。

【事例1－13】2001年7月17日：水道局職員、深夜車中で寝ていたところを職務質問をした警察官に対し、顔面に頭突きを加え傷害を負わせ、逮捕。停職4月。過去にも傷害事件で停職45日の処分歴。

【事例1－14】2003年10月1日：水道局職員、勤務中飲酒の上、公用車（原付バイク）を運転し、転倒してバイクを損傷させた。事情聴取を行おうとする上司に暴言を吐き、業務命令にも従わなかった。停職4月。

【事例1－15】2000年4月18日：交通局職員、酒気を残したまま出勤、勤務中に居眠りをするなどうつろ状態であったため退勤を命じられる。戒告。

【事例1－16】2004年3月29日：交通局職員：妻に対し暴行、駐車所へ引きずりだし冷水を浴びせる。傷害容疑で逮捕。10万円の略式命令。裁判所からDV法に基づき住居から2週間の退去と6か月間の接見禁止命令。停職2月。

【事例1－17】2004年6月28日：交通局職員（運転士）：免停講習をさぼったのに出席したと職場に報告。また事故欠勤3日。停職1月。

【事例1－18】2000年5月31日：市教委（教頭）：帰宅途中便意をもよおしたため、尻をぬぐうものを探し、他人の住居に侵入した上洗濯機の中に手を入れたところ、物音に気づき立ち去るが逮捕される。停職6月。

懲戒処分決定書の多くには、その理由として次のような趣旨のことが判で押したように記載されている。

「公務員規律が厳しく問われる社会状況のなか、平素、公務員としての自覚の保持、服務規律の厳正について強く指導しているにもかかわらず、……当該職員の行為は地方公務員法に違反するとともに、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、断じて許されるものではない。」（上下水道局の懲戒処分決定書より）

「厳正に指導」とか「断じて許されない」とか、この10年あまり京都市は叫び続けてきたが、事件は止むことがなく、肝心の処分も厳正なものではなかつたのが現実だった。

無断欠勤しても2、3日程度なら処分の対象にすらならず、たとえ処分されても短期間の停職で放免されるとあれば、処分が不祥事防止の「抑止力」となるどころか、逆に増加をうながす結果を招いたと見ることができる。

(2) 甘すぎる処分がさらなる重大事件を招く

京都市の説明によると、懲戒処分を受けた職員のうち19%が過去にも処分を受けている「再犯者」だという（「再犯」という表現は必ずしも妥当なものだとは思えないが、本稿では市公文書の表現をそのまま借用する）。第1章でも触れたとおり、懲戒処分の対象とならない「不祥事」は膨大な件数にのぼることが推測されるので、同様に実際の「再犯率」もまた、この何倍にも及ぶと考えられる。

「再犯」職員の多さは、上記（1）でみたとおり、処分の甘さと関係していると思われる。この処分の甘さは、しばしば市民に衝撃を与えるほどの重大犯罪に結びついている事例がきわめて多いことにも、注目する必要があろう。いくつか具体例をあげておく（表2-1参照）。

【事例2-1】 1998年1月31日、覚せい剤取締法違反で逮捕、のち起訴された環境職員を、市は懲戒免職処分にした。同職員は前記（1）で指摘した78・5日間事故欠勤しても停職1月という信じがたい軽い処分を受けるにとどまった者と同一人物である（【事例1-3】）。

【事例2-2】 1998年8月29日に、覚せい剤取締法で逮捕、のち起訴された環境局職員を市は懲戒免職処分にした。1997年7月15日付けで22日間の事故欠勤で停職5日、1998年8月28日付けでふだん自分が路上駐車（違法駐車）している場所に、他の車が駐車されていることに腹を立て、応対した隣保館職員に対して暴行を加え、傷害を与えたという理由で停職1月の処分を受けている。同職員の覚せい剤使用が発覚したのは隣保館職員への暴行事件（2度目の懲戒処分の案件）の捜査のため警察の家宅捜索を受け、自宅から注射器が発見されたことがきっ

かけだった。

【事例2-3】2002年8月15日から同月30日までの2週間あまりの間に12日間の事故欠勤を行った環境局職員を、市はわずかに停職20日という軽い処分を行っている。同職員は1985年にも49日間の事故欠勤で処分されているが、このときも停職3日という軽さだった。

【事例2-4】2003年3月6日、環境局職員が大麻を所持していた容疑で逮捕、のち起訴された。市はのちに懲戒免職処分とした。同職員は過去4回も処分を受けている。1999年11月、公務中の交通事故により歩行者を負傷させた理由で戒告。2000年3月、事故欠勤3日で停職3日。2001年6月、事故欠勤1日で停職7日。2001年11月、公務中の前方不注意による交通事故で停職10日。

【事例2-5】2005年12月6日、環境局職員が貸金業規制法違反（無登録で貸金業を営み、法定の上限を超える利息を受領）の容疑逮捕され、市はのちに懲戒免職とした。同職員はそのわずか1年前（2004年6月24日）、飲酒後無免許運転で車を運転、電柱に衝突して民家玄関を破損させたが、なんら措置することなく現場から逃走するという事件を起こしている。重大な犯罪だがこのときも停職2月というごく軽い処分にとどまった。

最後に無秩序な職場の実態が重大犯罪を招いた例をあげておく。

【事例2-6】勤務を抜け出して覚せい剤を大阪まで買いに行き、逮捕された水道局職員の例（表1-1(2)No.34参照）：同職員は組合の役員で、逮捕当日、分会の交渉の終了後も、職場では上司から全職員に対し服務規律について強く注意が促されていた。同年度、逮捕されるまで職場全体に対して11回、係別・個人に対して延べ100回以上服務規律の遵守を指導してきた。同職員が職場離脱後も、上司は何の措置も取ることがなかった。この職場がいかに荒廃していたか、想像できよう。

3 処分基準の恣意性

京都市の処分は、たんに甘いだけでなく、案件、対象者によっては「手心」が加えられている実態も、不祥事問題の深刻化をうながしていると考えられる。

その典型が同和補助金不正事件についての2003年7月の処分内容である。これは解放同盟などの同和関係団体と京都市の担当部署職員が、共同して虚偽の公文書を作成し、長期にわたって巨額の公金を騙し取っていた事件である。京都市の調査によると、部落解放同盟及び同和地区のいくつかの自治会に交付した補助金のうち、1997～2001年度の5年間だけで、約8000万円が不正に支出されていたとして、市長はじめ幹部57人が処分された。

同和補助金の不正支出が明るみに出たのは2002年11月だったが、その約1か月前に市が策定した「京都市職員懲戒処分に関する指針」（「懲戒指針」）の規定では、「公金又は公物を横領し、窃取し又は詐取した職員は、免職とする。」となっているにもかかわらず、同和補助金を詐取した団体代表（京都市職員でもある）も、偽の書類を作成して公金詐取に協力した職員も、だれ一人として免職とはならず、減給半日、戒告処分を受けたに過ぎない。自ら定めた「懲戒指針」から完全に逸脱した対応だった。

さらに特徴的なことに、同和補助金を最も多く詐取していた解放同盟支部長は不正発覚当時、市教委課長級職員で、当然懲戒処分を受ける立場にあったが、この支部長（課長）は処分がくだされる前に自主退職した。市教委は退職を認めたため、懲戒処分を科すどころか、退職金まで支払っている。なお、その後京都市は、この支部長を嘱託職員として再雇用している。

後述の通り、同和関係団体とその関係者を特別扱いし、行政としてごく当たり前の対応すら取ってこなかった京都市の姿勢は、職場の秩序と職員の働く意欲、不正をなくしていくこうという士気を損ない、不祥事を生み出す土壌となっていると指摘できる。

また「懲戒指針」からの逸脱という意味では、市教委の対応の問題点も指摘して

おかなければならぬ。市民ウォッチャー・京都が2007年1月に実施した第1回目の職員不祥事問題電話ホットラインに、複数の市民から、ある学校事務員が病気のため長期休職しておきながら、その間毎日のようにパチンコに興じたり、夫(京都市職員)とともに定期的に海外旅行に出かけているという告発があった。市民ウォッチャー・京都がこの事実を記者発表した2日後、同職員は諭旨免職となり、退職金も満額支払われている。

同様に市教委では、マスコミ報道などで不祥事が公になる前に、自主退職をさせていると思われるケースが、この他にも数件ある。このこともまた自ら定めた懲戒基準からの逸脱であり、不祥事隠しの疑惑が濃いと言わざるを得ない。

第3章 不祥事を生み出す制度的な背景

1 同和行政との関わり

(1) 市長の「優先雇用」発言

舛本市長は2006年7月、職員による犯罪・不祥事が京都市において立て続けに起こっている背景として、不正常な同和行政が主要な要因となっていることを、市長としてはじめて認めた。

「これまで京都市は、同和行政の柱として、地区出身者に、職業の機会均等の観点から優先雇用をして参ったが、私の市長就任以来、平成14年度をもって優先雇用を全廃した。一部とは言え、バブル期に応募がない中で、職員として採用しないとごみ収集ができない事態の中、甘い採用をしたのは事実。その反省をしているところ。」(記者団に対し 2006年7月27日)

ここで市長が言及している「優先雇用」とは、同和選考採用制度のことである。京都市の説明によるとこの制度は、公式には1973年度から始まった。同和地区

住民の就労の機会を保障し、経済的安定を図るために行った。部落解放同盟、全国部落解放運動連合会（現人権連）の2つの運動団体からの推薦に基づき、事実上フリーパスで採用し、ごみ収集業務などの現業職場に配属してきた。同和問題の解決を図ることを市政の最重点課題に掲げてきた京都市の同和対策事業のなかでも、最も重要視されてきた事業の一つである。市によると、これまで制度が廃止される2001年末までの約30年間に6000人以上を雇用してきたと推計している。

（2）市会では古くから指摘 市会決議もあがる

市長が不祥事の背景に同和選考採用制度があることを認めたのは、2006年7月だったが、市職員による不祥事はこの10年間日常化しており、これは同和選考採用制度の弊害の表れであることは、かねてより市会などでも指摘されていたし、1996年、2000年、2004年の京都市長選挙では争点の一つとなっている。また制度廃止の市会決議（「同和行政に関する決議」2000年12月14日）もあがったほどである。

一例として、制度の弊害を追及した二之湯智議員（自民党）の発言（1996年9月市会本会議）を紹介しておく。

「9月19日には保険中の市清掃局職員が覚醒剤容疑で逮捕されました。5年間で覚醒剤容疑で逮捕された職員は4人に上ります。大新聞は、市職員が逮捕された点は報道しますが、なぜこんな人が公務員になれたのかという背景については何も書きません。公務員の採用枠獲得が運動団体の既得権で、この権利を放したくない。したがって公務員としての資質に欠ける者であっても推薦しない人がいないという現実があるのかもしれません。現業といえども公務員であります。質の高い公務員の確保は市の執行能力を高めるために重要でありますし、それ以上に職員採用は、すべての市民に開かれた公平、公正なものでなければならぬと考えます。いつまでも選考採用を続ければ、同和地区の若い人々は、安易に市役所の現業職員になるという気持ちを持ってしまいます。地区住民の自立心を養ううえからもよくない

ことあります。」（1996年9月26日市会本会議）

2 同和選考採用の何が問題か

（1）人事権の運動団体への移譲

上記1（1）の市長発言を批判する運動団体のなかには、「（市長発言は）部落民が多い職場だから不祥事が多発するかのような印象を与えていた。」といった意図的に問題の本質をすらそうとする主張もある。われわれが同和選考採用制度を問題視するのは、次の点である。

すなわち、行政の人事権を特定の民間運動団体に委譲し、市民はもちろん、人事委員会も市長も関与できない方法で大量の市職員を雇い入れなければならなかったこと。しかもそれが30年以上にわたって続いたこと。また、採用後も問題職員に対する適切な指導を怠るなど、任命権者としての責任を放棄したことである。

この点に関し、榎本市長自身、市議会でこう述べている。

「そうした中で、採用された職員は、京都市の職員として採用されたという認識よりも運動団体に採用されたという風な勘違いもどうしても出てくるという風なことになりますし、それが、採用の甘さとともに、日常業務の服務指導、業務指導にまで非常に大きな悪影響を与えてきたということです。」（市会財政総務委員会
2006年8月27日）

「採用時に、部落解放同盟や当時の全解連に優先雇用枠を与えた。その結果、任命権まで京都市から運動団体の一部の人物に行ってしまった。そこにもっとも大きな問題があると考えています。」（市会調査特別委員会 2006年10月2日）

要するに、この制度は、採用時にチェックもできないし、不良職員を大量に抱えても採用後も手をつけられないというのである。このことが背景となり、甘い処分→職場の荒廃→不祥事続発…というこれまで述べてきた現状を生み出してきた。

(2) 懲戒免職者の再雇用

同和選考採用制度に関し、他にも異様な状況が派生している。その一つが、いつたん免職処分となった人物を、数年後もう一度、同和選考採用で雇用している事実、さらに再雇用された職員はまたしても不祥事を犯し、逮捕されているという事実である。市当局がだれを採用するか関与できないことによってもたらされる、ある意味で当然の事態であろう。

▽交通事故を巡る保険金詐欺出約640万円騙し取った職員は1988年に懲戒免職となったが、5年後、同和選考採用で再び職員に採用された。▽銃刀法違反、覚せい剤取締法違反事件に関与した職員は1983年、職員不適格として分限免職となったが、17年たってから再雇用。▽他の環境局職員2人とともに深夜乗車したタクシーの運転手に因縁をつけ、2000円を脅し取り逮捕された職員も1984年に分限免職処分を受け、9年後に再び雇われた。▽1994年2月に、恐喝事件で逮捕された環境局職員もその10年前に薬物事件を起こし依願退職していた。▽ペットの死体引き取り手数料約15万円を着服したとして2007年2月13日に懲戒免職となった元市環境局職員の男性は、以前にもタクシー内で暴れて現金を奪ったなどとして免職されていた。

(3) 採用枠の売買

同和選考採用制度は特定の民間団体が推薦しさえすれば公務員に採用されるという制度だが、年度ごとの採用枠だけは京都市自身が（運動団体との交渉・協議の上）決める。当然運動団体内部で、採用枠獲得をめぐって競い合いが行われることは容易に想像できるが、だれを推薦するか、団体幹部が恣意的に決めたり、あるいは組織内で推薦獲得のために金品が売買される事態もうまれていることは、これまで市会やいくつかの報道により指摘されている。また、2007年1月に市民ウォッチャー・京都が行った、市職員不祥事問題電話ホットラインでも、現職の京都市幹部から金銭授受の事実を告発する情報が寄せられている。

次に紹介する偽の採用仲介話による詐欺事件の事例は、このような詐欺行為が行われていること自体、同和選考採用をめぐって金品の売買が日常的に行われていることをうかがわせる。

環境局職員A（当時39歳）は1997年11月13日頃、元職員Bとともに、「金を出せば京都市職員に採用する」とCに持ちかけ、不採用の場合は返還することを約束して、250万円を受け取った。1998年12月、採用の話が進まないため不安に思ったCが「もう採用の話はいいから金を返して欲しい」というが、「採用の審査が遅れている、もう少し待ってくれ。だめだったら金を返す」と返答。その後もいっこうに返還されないので、1999年2月、Cが環境局に連絡、相談を持ちかけた。局の調査により、同年3月、Aは現金の授受を認め、同年4月12日に全額Cに返還した。A、Bとも運動団体役員ではなく、採用の権限を有していないことは客観的に明白だった。Aは停職6月の処分を受けた。

（4）「同和問題解決」の呪縛——運動団体との異常な関係

第2章3で、同和関係団体とその幹部に対しては、市自らが定めた基準から逸脱する「手心」を加えた処分が行われていることを指摘した。また、第3章2（1）で引用したとおり、市長自身「採用された職員は、京都市の職員として採用されたという認識よりも運動団体に採用されたという風な勘違いもどうしても出てくるという風なことになります、それが、採用の甘さとともに、日常業務の服務指導、業務指導にまで非常に大きな悪影響を与えてきた」と市会で答弁している。

市当局が市会のなかで認めた「大きな悪影響」の最近の具体例をひろってみると、北区役所及び東山区役所で勤務したケースワーカーによる生活保護資金の着服事件、都市計画局の公用車運転手が20数年間にわたって月3日しか勤務していない実態がある。前者の場合、ケースワーカーが解放同盟支部幹部であったこと、後者の場合、運転手が解放同盟京都市協議会幹部の推薦で雇用されたことで、所属長が毅然とした対応をとれなかったことを、市議会で認めている。

運動団体とのこのような異常な関係は、もちろん同和選考採用制度によってのみ成立したものでない。京都市において同和行政の占める位置づけは、様々な意味で重かった時期が長く続いてきたこと、同時に運動団体対策で実績を上げた管理職がその後人事面でも重用され続けたことなどともあいまって、市全体に「同和」を特別視し、同和関係団体とのやっかいごとは避けたいという心理が浸透している。

第2章3で言及した同和補助金不正事件を調査した京都市の報告書には、歴代の担当職員が補助金不正支出に手を貸してきた背景として指摘している次の事実は重要であろう。

「一時期において運動団体と軋轢が生じないよう事業を進めることが同和問題の解決にとって有効であるという考え方を過度に職員に意識させる傾向が醸成されたことは、結果として本市の組織的責任があったと言わざるを得ない。」

こういった職員の意識が、問題職員を、上司が指導・監督できずに来たことに深く影響していると思われる。同和選考採用制度の弊害は、たんに同和事業執行上の問題という枠から行政機構全体のかかわる問題に広がっている。

第4章 行政機構全体が蝕まれている

1 職場におけるモラル崩壊、士気低下

職員の犯罪・不祥事問題の背景には、同和選考採用制度など同和事業及びその執行上の矛盾があるが、その矛盾は市全体を蝕んでいる。制度自体は2001年末で廃止されているので、問題の根源は解決したとは言えず、行政機構内部にその悪弊は様々な形で及んでいる。

とくに同和選考採用制度による採用者が多数を占める現業部署では、犯罪・不祥事が横行し、問題職員に対し所属長がまともな指導ができない現状がある。「悪貨

が良貨を駆逐する」のことば通り、意欲的に業務をこなそうと率先する職員が職場で孤立してしまい、結局はこれまでの悪しき慣行に従わざるを得なくなる。これでははたらく意欲 자체が損なわれるとの窮状を、われわれの聞き取り調査に対し、何人の職員が訴えている。

また、京都市は2006年4月より、公益通報者保護法の施行に伴い窓口を設置したが、これだけ不祥事問題がクローズアップされている時期にもかかわらず、「これまで寄せられたのは18件で、…市職員と身分を明らかにした人はいなかった。」

（京都新聞2006年11月4日付け）とのことである。公益通報処理窓口が人事課内部に置かれているなど職員が実名を告げて通報しづらい条件はあるものの、市民の目から見ると、不正、不祥事を正していくという動きがきわめて鈍いと言わざるを得ない。

2006年度、最終的には身分を明かして通報した職員が現れた。市の外郭団体に出向している幹部職員が通勤手当を不正取得していることなどを訴える内容のものだった。事実に合致した訴えだったが、当局の回答は、訴えられた幹部職員を擁護し、結果としては握りつぶしている。

通報自体が少ない上、勇気をふりしぶって名前を明かしても、当局がまともに応えないとなると、自浄作用はいっそう働くなくなる。

公益通報の窓口を現在のように市的人事局の内部に置くのではなく、秘密保持義務を課された専門家による外部委員によって構成することが必要である。

2 機能しなかった議会、監査委員

市議会は2006年9月から、特別委員会を設置してこの問題に取り組んできた。すでに触れたように、同和選考採用制度については、以前からその弊害を指摘し、制度廃止を求める市会決議まであげている。しかし、率直に言って、問題解決のための具体的な取り組みという点では到底十分とは言えず、問題を認識しているもの

の、結果としてはなすすべなく、今日の惨状を招いたとの批判を受けなければならないだろう。特別委員会は2007年度末で解散したが、選挙後の新議会でも新たに特別委員会を設置して、議会としての責任を果たすべきであろう。

議会以上に機能していないのは監査委員である。犯罪・不祥事問題とは直接関係しないが、この間監査委員には、同和行政に関することを含めて多くの行政の問題点が、住民監査請求として持ち込まれている。しかし監査委員は大半を棄却、却下し、自ら是正のためにはたらこうという姿勢がまったく見えない。同和行政関連の監査請求が棄却・却下されたあと、その多くは住民訴訟となり、京都市側が敗訴するケースが続出している。行政の問題点をチェックし、市としての自浄能力を発揮するどころか、行政の不正をかばい、追認する機関に成り下がっているのが、監査委員が現在果たしている役割である。監査委員の本来機能が発揮されるためには人選のあり方を含めた根本的な改革が必要である。

3 市長の責任と自浄能力の欠如——「抜本改革大綱」の問題点

(1) 厳罰化と現場管理職に責任をなすりつけていること

最後に市長の責任について言及する。現在の問題の解決は並大抵のことではできるものではないが、京都市がいま進めている「抜本改革大綱」では解決に向かうとは考えられない。

「抜本改革大綱」ではもっぱら、職員の私生活監視強化と厳罰化、末端管理職の指導強化をあげている。問題職員に対し、厳正に対処することはわれわれも大いに望むことではあるし、指導・監督を必要なことだと考えている。また、2007年より服務監察室を設置するなど継続的に問題解決にあたる体制をつくるなど、京都市としてはこれまでと比べると、かなり本気の取り組みであることは感じられる。

しかし、以上みてきたような、これまで京都市全体をおおっている不正常な状態を容認する体質、「同和」を過度に意識する傾向、同和関係団体とその幹部を特別

扱いしてきたこと等に対するまともな総括抜きに、職員全体を「犯罪者予備軍」であるかのうように監視対象とし、厳罰化と所属長に指導・監督の強化を求めて効果が上がるものではないだろう。職員の士気、働く意欲がこれで向上するものではないし、身近な不正を職員自らがなくしていこうとする機運が出来上がるようなものでない。「抜本改革大綱」の目玉の一つであった警察OBを含む監察チームによる査察が、まったく成果をあげていない現状が、そのことをよく示しているのではないか。

(2) 自浄能力の欠如

2006年8月末の「抜本改革大綱」発表以降も、市職員の不祥事が止まらない。事件が明るみに出るきっかけは、その大半が、警察による捜査、マスコミなど外部の独自取材によるもので、京都市自身の自浄作用がはたらいた結果ではない。

2007年3月末に、環境局山科まち美化事務所で、介護・育児のための時間休の不正取得が日常化しており、所属長もそれを容認していた問題で、職員12人が文書訓戒、厳重注意の処分がくだされている。これも処分より2週間経ってマスコミ報道があつてはじめて明らかにされたもだった。この1年、連日のように京都市の不祥事がマスコミで取り上げられ、市当局が組織をあげて解決に向かっているにもかかわらず、不正行為がやむこともなければ、所属長が是正に手をつけられなかった事実は、秩序が崩壊した職場が、これまで同様いまだ存在していることを示している。

なお、この事件は、制度を悪用した不正な休暇取得が職場で半ば慣行となっていたものだ。「京都市職員懲戒処分に関する指針」によると、当然懲戒の対象となる案件なのだが、だれ一人として懲戒処分を受けていない。この期に及んでも、今なお対象者やそのときどきの情勢をみての恣意的基準で処分がくり返されているのかと疑わざるを得ない。

(3) 桧本市長自身の責任

今日の京都市の問題は、行政機構全体にかかる大きな問題だが、桜本市長個人の責任も決して軽くはない。

第3章1（2）でみたとおり、桜本市長が市長に初当選した直後より、市会では同和選考採用制度の弊害が重要問題として取り上げられ、市会決議まであげられていた。第1章でデータを示したとおり、市長在任中、すでに異常な事態が日常化していた。桜本市長は1972年に市教委企画労務係長に着任以来、労務対策部署の要職を勤め上げ、市教委総務部長、教育次長、教育長を歴任している。いうなれば市教委幹部として、同和選考採用制度に深く関わり、内情にも、採用された職員の勤務態度にも熟知している立場にある。

にもかかわらず、市長は2006年に入ってマスコミによる批判を受けるまで、是正のための措置をなんら取ることもなければ、同和対策のための特別法が完全失效する2002年3月末まで、運動団体に要求されるまま同和選考採用制度を継続してきた。単純に京都市の組織的問題であると漠然とした表現ですますことはもちろん、運動団体や、問題職員を指導・監督しなかった末端管理職に今日の責任を押しつけることはできない。その報酬を50%カット（6か月）するだけでは組織のトップとして、責任をはたしたとは言い難い。

第5章 抜本的な対策のための提言——独立調査機関の設置

京都市職員の犯罪および不祥事を根絶するためには、公益通報窓口の外部委員による構成、新たに招集される新議会での特別委員会の設置、監査委員の人選の方を含む制度改革などは不可欠である。

しかし、京都市職員の犯罪および不祥事を根絶するためには、これまで京都市全体をおおっている不正常な状態を容認する体質、「同和」を過度に意識する傾向、

同和関係団体とその幹部を特別扱いしてきたこと等に対してきちんとメスを入れた総括が不可欠であり、それを基礎にした職場全体の指導・点検がなされなくてはならない。そのためには、京都市が実施している「抜本改革大綱」に基づく対策では極めて不十分である。

わたしたちは、上記の目的を達成するための機関として以下の「京都市職員犯罪・不祥事問題徹底究明独立調査委員会」の設置を提案する。

「京都市職員犯罪・不祥事問題徹底究明独立調査委員会」設置要項

委員会の設置については、新たに条例を制定し京都市長の直属の機関とする。

委員は1年間の任期とし、委員数は7名とする。委員の構成は、3名は弁護士、2名は公認会計士、2名は学識経験者とする。

委員会には相当額の予算とともに相当数の職員を配置することとし、職員は委員会の指示に基づき職務を行うこととする。

委員会は、京都市の各部局から独立し、各部局の指揮は受けない。

委員会は、京都市の各部局および職員に対し、資料の提出、審問など必要な調査を求めることができ、各部局および職員はこれを拒むことができない。

委員会は、全職員に対する対面聞き取り調査やアンケート調査、取引業者に対する対面聞き取り調査やアンケート調査、市民に対するアンケート調査、職場の実態抽出調査等を実施し、それらを基にした抜本的改革案を策定する。

委員会は、1年以内に調査結果および抜本的改革案を市長並びに市民に報告する。

おわりに

私たちは、これまでの活動を通じて、市民の立場から京都市職員の犯罪不祥事根絶のための提言を行うものである。市職員の犯罪・不祥事問題は、職場規律やモラルの低下による行政サービスの低下をもたらすだけではなく、京都市財政の大きいなる無駄遣いの問題でもある。適正に働きもしないのに高額の俸給を長期間にわたって受給していたと言うことは、それだけ市民の税金を無駄にしていたと言うことである。そうした職員が多数存在すると言うことは、当該職場においては適正な業務量に比して職員の数が本来の必要数を上回っていたと言うことでもある。

現在京都市は、財政状態が厳しい状況にあるという理由から福祉や医療をはじめとする予算が削られ、住民サービスが大きく低下している。業務の適正化を図り、職員配置を適正に見直すことによって、住民サービスの向上が図れるのである。

こうした観点からも、京都市長をはじめ京都市行政に携わる方々が私たちの提案を真摯に受け止め実行に移されることを強く望むものである。

わたしたちはこの間の活動の中で、京都市役所の現状を憂い改革のために勇気を持って行動しているたくさんの市職員と懇談する機会を得た。わたしたちは、京都市役所改革を目指すこうした多くの職員の勇気に敬意を表するとともに、彼ら彼女らとともに、市民にとっても職員にとっても誇りを持てる京都市を実現するために今後も活動していくものである。

表1-1 京都市市長部局職員懲戒処分の分類(1)

★は逮捕、■は薬物案件

No.	発令日	所属	処分の種類	理由	備考
1	1996.6.7	環境局	停職20日	事故欠勤51日	
2	1996.7.15	衛生局	戒告	勤務から自家用車で帰宅中、人を轢過し、死亡させる	
3	1996.9.9	環境局	懲戒免職	児童福祉法、健全育成条例違反：ホテルで少女と性交し、この少女を知人に紹介し、淫行させ逮捕	★
4	1996.8.26	環境局	停職15日	事故欠勤97日。虚偽の診断書を提出して不正に病休を取得しようとする	
5	1996.8.28	都市建設局	停職10日	職場内で職員に「ビールを買ってこい」と命じたが拒否されたため暴行、ガラスコップを投げつける	
6	1996.10.4	環境局(休職)	懲戒免職	盗品であることを知り自動車購入、無免許運転し逮捕。覚せい剤取締法違反、傷害の罪でも起訴	★■
7	1996.10.8	環境局	戒告	4か月あまり毎日パチンコ屋でアルバイト	
8	1996.11.5	環境局	停職7日	事故欠勤57日	
9	1996.12.3	環境局	停職7日	事故欠勤30日	
10	1996.12.3	環境局	停職15日	事故欠勤77日	
11	1996.12.10	環境局	停職3日	遅参のため出勤が認められなかつたことに腹を立て職場内で複数の職員に暴行	
12	1996.12.27	非公開	停職15日	路上で拾得したキャッシュカードを使って金を引き出そうとして現行犯逮捕	★
13		非公開	減給1/10(1月)	上記職員の上司。日頃の指導監督不十分、不正を知りながら報告怠る	
14		非公開	減給1/10(1月)	同上	
15	1997.1.17	環境局	停職1月	事故欠勤60日	
16	1997.1.22	非公開	停職3日	京都市の放置自転車保管場所で2台の自転車を組み立て知人に譲渡	
17	1997.2.28	環境局	停職1月	事故欠勤78.5日	
18	1997.3.10	都市建設局	停職3日	7日間で事故欠勤5日	
19	1997.3.13	環境局	停職3日	5日間で事故欠勤4.5日	
20	1997.4.14	環境局	停職3日	2年あまりごみ収集業務のアルバイト	
21		環境局	戒告	約2か月ごみ収集業務のアルバイト	
22		環境局	戒告	約1か月ごみ収集業務のアルバイト	
23	1997.4.14	環境局	停職3日	職場外での暴力行為	
24	1997.4.15	非公開	戒告	部下に対し接吻を行うなど2度にわたるわいせつ行為	
25	1997.4.23	環境局	停職15日	事故欠勤16.5日	
26	1997.6.17	西京区	戒告	事故欠勤1日	
27	1997.7.15	環境局	停職5日	事故欠勤22日	

28	1997.7.18	環境局	懲戒免職	覚せい剤使用、錯乱状態で警察署に出向き逮捕	★■
29	1997.8.1	環境局	懲戒免職	覚せい剤を使用錯乱状態になり通報され警察に連行、逮捕	★■
30	1997.8.4	都市建設局	停職1月	深夜飲酒の上自家用車を運転中、他の車と接触しそうになったため口論。相手方は謝罪するが仲裁に入った相手方の友人3人を含め4人に対して一方的に殴るなどの暴行を加え、相手方の車も損壊させ、逮捕	★
31	1997.8.11	環境局	停職3日	事故欠勤7日	
32	1997.9.9	環境局	停職2日	事故欠勤3日	
33	1997.11.11	環境局	停職10日	タクシーの運転手が乗車拒否するような態度を取ったことに腹を立て、運転手を暴行全治1週間のけがを負わせる。タクシーの無線機の一部を破損させる。逮捕起訴され罰金15万円の略式命令。後日虚偽の診断書を提出し逮捕拘留されていた日を病休扱いにさせる	★
34	1997.12.1	都市建設局	懲戒免職	御池第2地下駐車場建設工事にかかわり業者から賄賂を受け取り逮捕起訴。	★
35	1998.3.27	非公開	戒告	上記職員に対する管理監督不行き届き	
36		都市建設局	減給1/10(3月)	上記職員に対する管理監督不行き届き	
37		都市建設局	減給1/10(3月)	上記職員に対する管理監督不行き届き	
38	1998.1.23	環境局	戒告	ごみ終車で業務中、交通事故を起こし死亡させる	
39	1998.2.10	環境局	停職3日	11日間で事故欠勤8日	
40	1998.2.18	環境局	懲戒免職	覚醒剤所持、使用で逮捕。	★■
41	1998.2.25	環境局	停職3日	事故欠勤8.5日	
42	1998.3.4	非公開	戒告	年次休暇の残日数を増やすよう出勤簿を改ざん	
43		非公開	戒告	年次休暇の残日数を増やすよう出勤簿を改ざん	
44		非公開	戒告	年次休暇の残日数を増やすよう出勤簿を改ざん	
45		非公開	戒告	年次休暇の残日数を増やすよう出勤簿を改ざん	
46	1998.3.13	民生局	停職6月	失業対策事業関連施設について架空の修繕工事等を発注して公金詐取。市は告訴	
47	1998.3.27	民生局	戒告	上記職員に対する管理監督不行き届き	
48	1998.3.27	民生局	戒告	上記職員に対する管理監督不行き届き	
49	1998.3.27	民生局	戒告	上記職員に対する管理監督不行き届き	
50	1998.5.26	伏見区	停職3日	8日間で事故欠勤6日	
51	1998.5.29	環境局	懲戒免職	覚醒剤使用で逮捕。	★■
52	1998.7.29	都市建設局	停職2月	本引き賭博でできた借金返済に窮し取り立てから逃れるために事故欠勤14日	

53	1998.8.25	環境局	停職20日	深夜に及ぶ遊興を原因として9日間事故欠勤、その後職務精励の誓約書を提出したが事故欠勤3日、さらに誓約書を出したあとも事故欠勤2日——合計14日	
54	1998.8.25	環境局	停職2日	5日間で事故欠勤3日	
55	1998.8.28	環境局	停職20日	隣保館休館日に隣保館長を呼び出し施設管理に関して暴行、同席した弟が隣保館長を暴行する手助けもした。隣保館長を呼び出す際、隣接する保育所に入り威圧する大声を張り上げ保育所業務を妨害	
56	1998.8.28	環境局	停職1月	常時路上駐車している場所に他者の車が駐車していることに腹を立て、応対した隣保館職員を暴行、止めに入った隣保館長にも暴行を加えた。翌日隣保館長が訪問した際、謝罪もせず、警察への被害届のことを聞き及びさらに再度暴行	
57	1998.7.6	環境局(休職)	懲戒免職	廃棄物処理業者に対して清掃工場への搬入指定カードを不正に交付し、賄賂を受け取る	
58	1998.9.9	環境局	停職1月	クリーンセンター料金所不正搬入事件に加担	
59		環境局	停職1月	クリーンセンター料金所不正搬入事件に加担	
60		環境局	停職1月	クリーンセンター料金所不正搬入事件に加担	
61		環境局	停職1月	クリーンセンター料金所不正搬入事件に加担	
62		環境局	減給1/10(3月)	前述の清掃工場への搬入指定カードを不正に交付し、賄賂を受け取った贈収賄事件、クリーンセンター料金所不正搬入事件の管理監督責任	
63		環境局	減給1/10(1月)	前述の清掃工場への搬入指定カードを不正に交付し、賄賂を受け取った贈収賄事件、クリーンセンター料金所不正搬入事件の管理監督責任	
64		環境局	減給1/10(1月)	前述の清掃工場への搬入指定カードを不正に交付し、賄賂を受け取った贈収賄事件、クリーンセンター料金所不正搬入事件の管理監督責任	
65		環境局	停職1月	クリーンセンター料金所不正計量事件に加担	
66		環境局	戒告	一連のクリーンセンターにおける不正行為の管理監督責任	
67	1998.9.16	環境局	懲戒免職	自宅で覚せい剤を使用、逮捕	★■
68	1998.9.28	環境局	停職3日	事故欠勤6.5日	
69	1998.10.15	環境局	停職10日	5日間で事故欠勤3.5日	
70	1998.10.27	環境局	懲戒免職	隣保館駐車場に止めた自家用車内で覚せい剤使用、逮捕	★■
71	1998.10.29	北区	減給1/10(6月)	職場の手提げ金庫から切手68万円分持ち出す(のち弁済)	

72	1998.11.5	環境局	戒告	業務外で軽トラック運転中、スピード違反して死亡事故	
73	1998.11.20	環境局	停職7日	5日間で事故欠勤5日	
74	1998.12.15	環境局	停職1月	事故欠勤3.5日	
75	1998.12.15	環境局	停職3日	4日間で事故欠勤4日	
76	1999.2.9	環境局	戒告	クリーンセンター内で信号無視、スピード違反の上軽トラックに衝突、運転手を負傷させるとともに軽トラは全壊	
77	1999.2.22	文化市民局	停職3日	隣保館事業のカラオケサークル中(勤務中)缶ビール数本飲み酔っぱらって同僚職員を殴打、制止した上司を蹴る	
78	1999.3.26	環境局	懲戒免職	自宅で覚せい剤を使用、逮捕	★■
79	1999.3.30	産業観光局	戒告	所属課所管事業の「足洗い」の宴会後、タクシー内で部下に強引に接吻するなどのセクハラ行為	
80	1999.4.21	環境局	懲戒免職	15日間で事故欠勤10日、不正に病休取得しようとする、免停中飲酒運転し交通事故起こそ、交通事故の相手を一方的に暴行、頭蓋骨骨折の重傷おわす、傷害容疑で逮捕	★
81	1999.5.11	建設局	懲戒免職	借金返済に窮し、職場のパソコンを持ち出し質入れて得た6万円を返済に充てる。同職員は過去に飲酒運転の上市民に暴行、虚偽の服喪休暇を申請して事故欠勤14日でそれぞれ懲戒処分を受けている。処分を受ける都度誓約書を提出していた	
82	1999.6.14	環境局	停職6月	知人を市職員に採用することを約束し斡旋料250万円受け取る。その後採用の約束を果たせなかつたことから返還	
83	1999.6.18	南区	戒告	南区の証明書発行手数料約3万円を不適切な事務処理のため亡失、亡失判明後も関係機関に報告せず	
84	1999.6.18	南区	戒告	南区の証明書発行手数料約4万円を不適切な事務処理のため亡失、亡失判明後も関係機関に報告せず	
85	1999.6.22	山科区	戒告	知人(市職員)からいたずら電話をかけられた誤解し、1998年9月から99年5月までの間、ほぼ毎週金曜から日曜にかけて、1日4、5回から10回程度の無言電話を知人宅にかけ続ける。電話に出た家族に対しては知人の関する虚偽の発言を行う。知人は転居を余儀なくされる	
86	1999.7.1	東山区	戒告	派出所において警官が記入した原付バイクの駐車違反告知書を、記名押印する前に破棄。公用文書毀棄罪などで現行犯逮捕	★
87	1999.7.14	環境局	停職3日	事故欠勤10日	
88	1999.7.16	環境局	懲戒免職	知人らとともに、執務中の警官4人に暴行、公務執行妨害、傷害の罪で逮捕	★
89	1999.8.10	環境局	停職1月	職員研修所の学習講座受講中、講師の職員を殴打、左頬骨骨折を負わせる	

90	1999.9.28	環境局	停職3日	12日間で事故欠勤9日	
91	1999.11.2	環境局	戒告	公務中交通事故、歩行者に左肩脱臼、両足、頭部打撲の傷害	
92	1999.11.16	中京区	懲戒免職	家族が交通事故で入院したと虚偽の申請で交通災害見舞金5万円を騙し取り逮捕。同様の手口で合計187万5000円騙し取っていた	★
93	1999.12.14	非公開	停職3日	事故欠勤15日	
94	1999.12.24	建設局	停職3日	職場内での職員同士の口論の仲裁に入ったが逆に腹を立て暴行	
95	2000.2.28	非公開	戒告	公務で車を運転中、交通違反をして軽自動車と衝突、けがを負わす	
96	2000.3.2	環境局	停職2日	事故欠勤2日	
97	2000.1.25	休職	懲戒免職	コカイン使用容疑で逮捕	★■
98	2000.3.3	左京区	停職5日	友人宅で時価40万円相当の腕時計を盗み、質屋で20万円で換金	
99	2000.3.3	保健福祉局	戒告	保健福祉局所管の切手154万円紛失、適切な処理せず	
100	2000.3.27	非公開	停職3日	6日間で事故欠勤3日	
101	2000.4.27	文化市民局	戒告	職務中、自らの発言に対する反応に腹を立て職員の胸ぐらをつかみ暴言を吐く。同僚職員に制止されたあとも再び暴行を試みる	
102	2000.5.10	伏見区	停職15日	映画館内で男性の陰部に触れるなどのわいせつな行為に及ぶ。準強制わいせつの疑いで逮捕	★
103	2000.6.13	環境局	停職3日	事故欠勤半日	
104	2000.6.22	環境局	停職15日	夕食時に飲酒した上、自家用車で出勤(夜勤)、勤務中、上司に飲酒を容認するよう要求、拒否されたにもかかわらず飲酒、深夜、上司の指導に腹を立て暴行	
105	2000.6.30	都市計画局	減給1/10(1月)	2年間に渡り女性職員に対し、通勤途上や庁舎内で待ち伏せる、しつこく食事に誘う、電車内で太ももを触るなどの行為をくり返す。上司の指導に対し迷惑行為を行わない旨誓約しながらの行為	
106	2000.6.30	環境局	停職2日	2直勤務を事故欠勤、別の日の2直勤務のときも遅参4時間	
107	2000.8.1	南区	戒告	不適切な職員管理	
108	2000.8.21	環境局	停職5日	メーデー参加に関する対応をめぐって抗議を行った際の相手方の対応に激高し、大声で暴言を浴びせ、包丁を持ち出す。居合わせた数人の職員により包丁を取り上げられたあとも、暴言を吐き、ガラス製灰皿を投げ、更衣室のロッカー、廊下のキャビネットのガラスを破損させる	
109	2000.9.11	環境局	停職3日	事故欠勤2日で上司から指導を受けた直後も事故欠勤、無断早退をくり返し、合計事故欠勤4日、無断早退1回	

110	2000.9.11	環境局	停職2日	2000年6月26日から無断欠勤を続け、年休、夏期休暇すべてを消化したあとも、同和年7月14日から18日までの間に事故欠勤3日	
111	2000.9.18	環境局	戒告	2直勤務の深夜、飲酒行為	
112		環境局	戒告	2直勤務の深夜、飲酒行為	
113		環境局	戒告	2直勤務の深夜、飲酒行為	
114		環境局	戒告	2直勤務の深夜、飲酒行為	
115		環境局	戒告	2直勤務の深夜、飲酒行為	
116	2000.9.28	建設局	停職1日	8日間で事故欠勤6日	
117	2000.9.20	環境局(休職)	懲戒免職	深夜飲酒運転の上信号無視したところをパトロールカーに止められ検問を受けた際、飲酒の検査装置を奪い取ってその場に投げつける。公務執行妨害で現行犯逮捕	★
118	2000.10.10	環境局	戒告	同年度に入って公務中2回の交通事故。うち1回は交通違反の上、カーブを曲がりきれず横転、乗っていた車は全損	
119	2000.11.6	都市計画局	停職1月	夜タクシーに乗車中、運転手に暴行を加え全治5日の傷害。逮捕。料金支払いのトラブルが原因とされているが本人は当時酩酊状態で記憶ないと供述	★
120	2000.12.1	建設局	戒告	3日間で事故欠勤2.5日	
121	2000.12.1	建設局	停職3日	公務中、長期入院していた職員の復帰にあたり、その処遇についての不満から職員の胸ぐらをつかみ顔をかすめるように背後のシャッターを殴る	
122	2000.12.5	環境局	停職10日	事故欠勤4日、無断早退1回、その後も事故欠勤、遅参を行つ	
123	2000.12.21	環境局	停職3日	出勤命令を無視して事故欠勤2日、その後も補完休日があると虚偽の申立を行い出勤せず、合計事故欠勤3日	
124	2001.1.12	環境局	停職2日	事故欠勤1日直後、上司より指導を受けたが事故欠勤1日、合計2日	
125	2001.1.24	環境局	懲戒免職	深夜貸しホールでのパーティー主催者と争いになり、同人を殴打、負傷させ逮捕。取調中覚醒剤を所持していたため再逮捕	★■
126	2001.2.2	建設局	停職7日	前日の服務の取扱いについての不満から職員を殴打、ソファに押し倒した上、出勤簿を破り、そのまま職場離脱(事故欠勤)	
127	2001.2.2	環境局	停職10日	休暇の取得状況に問題があったため上司から指導を受けたにもかかわらず、その後連絡なしに出勤せず事故欠勤。局から再度厳しく指導を受けたにもかかわらず、19日間で事故欠勤13日(合計14日)	
128	2001.2.2	環境局	停職15日	夜飲食店で飲酒の上自家用車を運転して帰宅途中、乗用車と衝突事故。酒気帯び運転で現行犯逮捕	★

129	2001.2.13	環境局	停職10日	過去無許可で副業に従事して処分を受けていたにもかかわらず再びタンクローリーを運転してダンプカーに燃料を補給する副業に従事	
130			停職15日	過去無許可で副業に従事して処分を受けていたにもかかわらず再びタンクローリーを運転してダンプカーに燃料を補給する副業に従事	
131	2001.2.14	保健福祉局	懲戒免職	過去児童相談所で保護され、自らが担当していた13歳の男児を電話等で頻繁に接触し、ドライブに連れ出し複数回にわたって淫行	
132	2001.3.27	環境局	停職3月	ミニバイク乗車中、自転車で通りがかった女性から現金8万円入りのかばんをひったくり、現行犯逮捕	★
133	2001.3.27	環境局	停職7日	再三の指導にかかわらず12日間の事故欠勤を行って処分されたあとも、また事故欠勤1日	
134	2001.3.29	環境局	懲戒免職	覚せい財譲渡、使用容疑で逮捕	★■
135	2000.9.21	産業観光局	懲戒免職	架空の業者を設立し、京都市との間で日常生活用具給付委託契約を結ばせ、日常生活用具級府県を偽造して、計88万円の拘禁を詐取しようとしたところ未遂に終わる。有印公文書偽造、詐欺未遂容疑で逮捕	★
136	2000.11.14		戒告	上記事件に対する管理監督責任	
137	2001.5.11	環境局	懲戒免職	覚せい剤使用容疑で逮捕	★■
138	2001.6.5	環境局	停職7日	過去事故欠勤3日で処分されたにもかかわらず、再度事故欠勤1日	
139	2001.6.19	環境局	停職15日	過去、傷害及び器物損壊の行為、不正に病休を取得したことで処分受けているにもかかわらず、再び私的目的で公用車を使用し、事故欠勤4日した	
140	2001.6.26	非公開	戒告	勤務時間中に無断で職場を離れ、友人宅を訪問したあとパチンコ	
141	2001.8.3	建設局	戒告	保管していた放置自転車を持ち帰り私的使用	
142	2001.9.12	総務局	停職3日	4日間で事故欠勤4日	
143	2001.10.17	伏見区	戒告	係の懇親会の帰途、タクシー内で部下の女性職員に対し執拗なセクハラ行為	
144	2001.10.24	環境局	懲戒免職	覚せい剤所持容疑で逮捕。使用も認める	★■
145	2001.10.31	建設局	停職1月	自宅アパートの隣室の女性宅に侵入	
146	2001.11.2	環境局	停職10日	職務で運転中、原付バイクと接触事故	
147	2001.11.1	会計室	懲戒免職	覚せい剤譲渡・使用容疑で逮捕	★■
148	2001.11.2	環境局	停職3日	再三の指導にもかかわらず事故欠勤2.5日	
149	2001.11.8	環境局	停職1月	勤務時間中飲酒の上、まち美化事務所に不法に侵入し、女性用下着と鍵を窃取	★
150	2001.12.25		戒告	上記事件の管理監督責任	
151			戒告	上記事件の管理監督責任	

152	2001.11.22	環境局	戒告	職務で運転中、自動車と接触事故。別の日にも物損事故で、公用車を大破	
153	2002.1.11	環境局	戒告	電気自転車と接触事故。過去2度の公務中の交通事故	
154	2002.1.31	環境局	停職7日	過去延べ3日の事故欠勤で処分されていたにもかかわらず、今年度も事故欠勤2日	
155	2002.2.19	非公開	戒告	待機要員に割り当てられていたにもかかわらず半日間職場離脱(事故欠勤)	
156	2001.8.9	建設局	減給1/10(1月)	経費支出に関する不適切な事務処理	
157			減給1/10(1月)	経費支出に関する不適切な事務処理	
158			減給1/10(1月)	経費支出に関する不適切な事務処理	
159			減給1/10(1月)	経費支出に関する不適切な事務処理	
160			減給1/10(1月)	経費支出に関する不適切な事務処理	
161			戒告	経費支出に関する不適切な事務処理	
162			戒告	上記事件に対する管理監督責任	
163			戒告	上記事件に対する管理監督責任	
164			戒告	上記事件に対する管理監督責任	
165	2001.8.17	左京区	戒告	参院選挙の不在者投票分を未開票	
166		西京区	戒告	同 開票結果報告ミス	
167	2002.3.28	環境局	戒告	能率手当の支給に際し、不適切な事務処理	
168			戒告	能率手当の支給に際し、不適切な事務処理	
169	2002.6.26	環境局	懲戒免職	スナック経営者に言いがかりを付けて恐喝しようとする同スナック従業員に加担し、自らも15万円脅し取る。逮捕	★
170	2002.7.16	環境局	戒告	職務で運転中、無理な運転で車を横転させ全損させた。それ以前にやはり職務中の運転で物損事故起こす	
171	2002.7.17	保健福祉局	戒告	飲酒した上原付バイクで帰宅途中、速度違反で検問を受け、酒気帯び運転と判定	
172	2002.7.25	環境局	停職20日	歓送迎会の席上、同僚職員がからむなど礼儀を欠いた行為をしていることに関わって、同席職員の頭を一升瓶で殴打し傷害を負わせる	
173	2002.7.31	環境局	戒告	たび重なる指導を受けていたにもかかわらず、設備外乗車を行う	
174	2002.8.1	環境局	戒告	たび重なる指導を受けていたにもかかわらず、設備外乗車を行う	
175	2002.8.8	環境局	停職7日	事故欠勤1日	
176	2002.8.23	文化市民局(休職)	懲戒免職	パチンコ店駐車場で覚せい剤使用。のち覚せい剤所持、使用容疑で逮捕	★■
177	2002.10.16	休職	懲戒免職	特定業者と同業者の負担で韓国旅行。現地での遊興費も收受。逮捕	★

178	2002.12.11	環境局	停職2日	事故欠勤1.5日	
179	2002.12.27	環境局	停職20日	15日間で事故欠勤12日。同期間中、虚偽の診断書を提出し不正に病休を取得しようとする	
180	2002.12.27	非公開	戒告	深夜、知人宅の玄関ガラス扉を蹴って損壊し、器物損壊の容疑で逮捕	★
181	2003.1.15	環境局	停職2日	事故欠勤1日	
182	2002.12.26	都市計画局	停職2月	設計金額を業者に教示	
183		環境局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
184		保健福祉局	減給1/10(2月)	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
185		文化市民局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
186		都市計画局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
187		都市計画局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
188		環境局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
189		都市計画局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
190		都市計画局	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
191		都市計画局(休職)	戒告	競争入札妨害・収賄容疑事件に対する管理監督責任	
192	2003.2.21	環境局	戒告	公務で運転中、無理な運転で原付バイクと衝突	
193	2003.3.3	総務局	戒告	勤務中コンビニでウイスキー缶入りとウイスキー水割りを購入、コンビニ前の路上でウイスキー水割り180CC飲酒	
194	2003.3.13	環境局	戒告	勤務中、飲食店でビール大瓶1本飲酒	
195	2003.3.13	環境局	停職15日	虚偽の申請で服喪休暇取得(事故欠勤1日)。さらに前年11月11日から同月21日まで病休を取得していたがうち3日間は療養に専念せず(事故欠勤3日)	
196	2003.3.27	上京区	戒告	事故欠勤0.5日	
197	2003.3.27	伏見区	停職7日	同年1月20日から3月11日の間再三の指導に従わず、計11回、延べ20時間10分の遅参をくり返す	
198	2003.4.9	環境局	懲戒免職	覚せい剤及び大麻所持で逮捕	★■
199	2003.6.4	環境局	停職5日	喫煙に関する研修を受講するよう職務命令があつたに従わらず。研修会場で暴言暴力をふるう	
200	2003.7.22	西京区	減給1/10(1月)	同和補助金事件での不適切な事務	
201		総務局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
202		環境局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	

203		理財局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
204		伏見区醍醐	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
205		下京区	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
206		建設局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
207		文化市民局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
208		南区	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
209		左京区	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
210		下京区	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
211		右京区	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
212		文化市民局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
213		建設局	戒告	同和補助金事件での不適切な事務	
214		理財局	減給1/10(1月)	同和補助金事件での不適切な事務(西三条支部長)	
215	2003.8.1	環境局	停職15日	8日間で事故欠勤6日。指導を受けたにもかかわらずその直後事故欠勤4日	
216	2003.9.29	環境局	停職1月	3日間の病気休務取得中、うち1日療養に専念せずパチンコに興じる(事故欠勤1日)。過去にも病気休務中のパチンコ、服喪休暇の虚偽申請(合計事故欠勤4日)で処分受ける	
217	2003.8.22	左京区	戒告	銀行のATMの画面をたたいて破損させ、黙って立ち去る	
218	2003.12.19	下京区	停職20日	職員団体主催のレクリエーションにおいて、職員に高圧的な発言をくり返し、暴行、全治7日の腰部打撲負わす	
219	2004.1.19	環境局	戒告	職務で運転中物損事故。別の日職務運転中に車両と衝突事故	
220	2004.1.19	環境局	停職2日	使い切ったあと、体調不良を訴えて病気休務を取得。かかりつけの病院での検査の結果休業を必要とする診断出ず(事故欠勤2日)	
221	2004.1.16	左京区	停職10日	苦情の電話をかけてきた市民と口論となり「殺したろか」と暴言。同市民が来庁した際にも威嚇行動を取り再び「殺したろか」と暴言吐く	
222	2004.2.26	保健福祉局	停職1月	ヒアリングを行うとして職員を食事に誘い、飲食をともにしたあと性的関係結ぶ。4日後当該職員から「性的関係を強要された」との訴え	
223	2004.3.16	環境局	戒告	人事異動に対する不満から職務命令に従わない	
224	2004.3.16	環境局	戒告	職務で運転中、追突事故	
225	2004.3.16	環境局	戒告	職務で運転中、安易なハンドル操作で高瀬川に転落。車両は全損、同乗していた2名も傷害を負った	
226	2004.4.21	環境局	停職1日	無計画な年休取得で指導を受けていたが、年休を使い切ったあと事故欠勤1日(同日遅刻で出庫時間に間に合わず欠勤となる)	

227	2004.5.25	保健福祉局	停職1日	無断欠勤の事後に体調不良を理由に病気休務の申請をくり返していたため、再三服務指導を受けていたにもかかわらず事故欠勤1日	
228	2004.5.31	環境局	停職1月	以前より不規則な出勤状況くり返し事故欠勤2日。過去にも事故欠勤14日で処分受ける	
229	2004.7.12	伏見区	懲戒免職	深夜自宅に放火。逮捕	★
230	2004.9.29	北区	停職1日	年休を計画的に取得せず指導を受けていたにもかかわらず、事故欠勤1日	
231	2004.10.25	環境局	停職2月	自宅で飲酒した上、無免許で車両を運転、深夜物損事故を2回起こし、民家玄関を破損させたが、事故現場から逃亡	
232	2004.11.17	環境局	懲戒免職	無免許の上シナーを吸引しながら車両を運転、警官の停止命令を無視し一方通行を逆行して逃走。逮捕	★■
233	2004.12.13	保健福祉局(休職)	懲戒免職	架空名義の保険証で携帯電話の交付を受けようとして詐欺未遂で逮捕。大麻取締法違反で再逮捕。覚せい剤も使用	★■
234	2004.12.21	環境局(休職)	懲戒免職	交通巡視員が知人の違法駐車を取り締まろうとした際、巡視員から交通反則切符を奪い取り、破り捨てる。公務執行妨害、器物損壊容疑で逮捕	★
235	2005.1.20	環境局	戒告	職務で運転中追突事故	
236	2005.2.18	環境局	戒告	職務で運転中、大型二輪と接触事故、相手方に両足骨折等の傷害負わせる	
237	2005.2.21	非公開	戒告	飲食店で飲酒(ビール中ジョッキ2杯)の上、自宅まで自家用車を運転	
238	2005.3.24	左京区(休職)	懲戒免職	中京区役所介護課に勤務中切手234万円分を着服横領。	
239	2005.3.25	中京区長	戒告	上記事件の管理監督責任	
240		中京区	戒告	上記事件の管理監督責任	
241		中京区	戒告	上記事件の管理監督責任	
242	2005.4.19	環境局	停職1日	約10年間、許可なく新聞配達に従事、報酬を得る	
243	2005.6.20	環境局	停職1日	深夜路上で酩酊の上、風俗店に勤務する知人女性とその友人の胸ぐらをつかんで押すなどした。暴行容疑で現行犯逮捕	★
244	2005.4.19	環境局	戒告	職務で運転中、追突事故	
245	2005.6.14	環境局	停職3日	事故欠勤21日	
246	2005.6.20	環境局	停職2月	免停中、速度違反と無免許運転で免許取消処分を受けるが免許証を返納することなく再び無免許運転速度超過。逮捕	★
247	2005.7.7	右京区	戒告	許可なくホテルの清掃業務に従事、報酬を得る	
248	2005.7.11	環境局	停職3月	自宅の市営住宅にゴキブリが出ることを理由に「ぼこぼこにしたろか」と都市計画局職員を脅す。脅迫容疑で逮捕	★

249	2005.8.1	南区	停職2月	交際中の女性の住民基本台帳データを開覧し個人情報取得、メールなどで連絡した	
250	2005.9.26	環境局	戒告	設備外乗車をくり返す	
251	2005.10.3	環境局	停職1月	事故欠勤6日。過去にも事故欠勤21日で処分受ける	
252	2005.11.18	環境局	停職5日	家庭ごみ収集有料化導入に向けた意見交換会開催に先立ち、不適切な文書を独断で作成配布。所管業務の推進にあたり、局の方針や指示に従わず、上司への暴言くり返す。異動内示の際机上のガラス板を破損	
253	2005.12.5	環境局	停職3日	事故欠勤3日	
254	2005.11.17	東山区(休職)	停職1月	店の女性従業員に対し、「ちょっと下見て。遊ぼう」といい、自己の陰茎を露出して見せるという公然わいせつ行為	
255	2005.12.5	環境局	停職3日	酒気帯び運転で検挙され免停処分を受けた後も、再び酒気帯び運転をし検挙	
256	2005.12.14	保健福祉局	停職20日	交通違反で免停処分を受けた後、趣味のカーレースに出場するため免許証を亡失したと偽り免許証の再交付を受ける。また免停中運転した上速度超過。逮捕	★
257	2006.1.17	環境局	懲戒免職	無登録で貸金業を営み、法定上限を超える利息を受領。毎月約10万円の報酬受ける。逮捕	★
258	2006.2.14	環境局	戒告	飲食店で飲酒後自家用車を運転、酒気帯び運転及び信号無視で検挙	
259	2006.3.10	保健福祉局(休職)	懲戒免職	園部町のコンビニで釣銭詐欺及び詐欺未遂。逮捕	★
260	2006.3.14	環境局	戒告	職務で運転中、追突事故	
261	2006.3.30	環境局	停職3月	飲食店で深夜まで飲酒したあと、自家用車を運転して帰宅途中、信号無視と蛇行走行をくり返していたため、逮捕	★
262	2007.4.7	環境局	停職20日	飲食店で深夜まで飲酒(中ジョッキ3杯、焼酎4杯)した上、車両を運転、接触事故。その後民家のブロック塀や、駐車中の車両などに接触	
263	2006.4.21	北区役所	停職3月	東山区役所で生活保護支給の業務を担当し、不適切な事務処理で市に約100万円の損害を与える	
264	2006.4.21	東山区役所支援保護課長	戒告	上記事件の管理監督責任	
265	2006.5.22	保健福祉局看護師	停職3日	不適切な処置により患者を死亡させる	
266	2006.6.1	環境局	停職2月	同僚職員とその夫を呼び出し、「ナイフで突いたらろか」と暴言を吐きナイフを持ち出す。身の危険を感じて逃げた同僚らを車で追いかけ、携帯電話で暴言。銃刀法違反で現行犯逮捕。10万円の罰金	★
267	2006.6.1	環境局	停職5日	事故欠勤2日	
268	2006.6.9	環境局	懲戒免職	現金を奪う目的で消費者金融のATMをゴルフクラブで損壊し、窃盗未遂の容疑で逮捕	★

269	2006.10.25	建設局	停職1月	相当回数にわたって知人女性のメールボックスに不正アクセスし内容を盗み見	
270	2006.6.9	環境局	減給半日	勤務時間中無断で職場を離れパチンコに興じる。その後服務規律の遵守を誓約していたにもかかわらず私用のため勤務時間終了を待たずに退庁	
271	2006.6.9	環境局	減給半日	過去4回、専任運転手としての公務中不注意から交通事故起こす。合計170万円の損害	
272	2006.6.9	保健福祉局	停職1月	同課に勤務していた女性の自宅マンションを頻繁に訪れる。職員は訪問をやめる条件として「毎日曜日の午前0時に自分宛にメールを送ること」などの要求を女性に承諾させる。メールを送信しないと何をされるかわからないと女性を恐怖させた	
273	2006.6.9	下京区役所	停職6月	常用者で通勤途中、中学生のかばんが車のドアミラーに接触したことで言い争いになる。中学校に赴き教員に苦情を申し立てている際、居合わせた別の中学生の態度に腹を立て全治5日の暴行を加える。逮捕	★
274	2006.6.9	建設局	停職7日	年休取得日、酒によって来庁、公用車駐車場でゴルフクラブで公用車のフロントガラスを叩き破損させる	
275	2006.6.23	環境局(休職)	懲戒免職	13歳と14歳の少女2人に対し金を払って性交。児童買春の容疑で逮捕	★
276	2006.7.27	南区役所	懲戒免職	北福祉事務所に勤務していた当時、生活保護応急金41万円を詐取	★
277	2006.8.1	環境局	懲戒免職	覚せい剤使用容疑で逮捕	★■
278	2006.8.1	環境局	懲戒免職	覚せい剤使用容疑で逮捕	★■
279	2006.8.22	環境局	懲戒免職	犬、猫等の死体の収集業務で横領	
280		環境局	懲戒免職	犬、猫等の死体の収集業務で横領	
281		環境局	懲戒免職	犬、猫等の死体の収集業務で横領	
282		環境局	懲戒免職	犬、猫等の死体の収集業務で横領	
283	2006.8.22	東山区役所	停職1月	事故欠勤13日	
284	2006.8.30	環境局	懲戒免職	覚せい剤譲渡、使用で逮捕	★■
285	2006.8.31	総合企画局長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
286		総務局長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
287		環境局長	減給1/10(3月)	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
288		環境局地球環境政策部長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
289		環境局循環型社会推進部長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
290		環境局地球環境政策部担当部長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
291		山科区副区長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	

292		右京まち美化事務所長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
293		西京まち美化事務所長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
294		西京まち美化事務所次長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
295		市民美化センター長	減給1/10(1月)	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
296		市民美化センターナ次長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
297		錦林コミュニティセンター所長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
298		西京洛西支所福祉部福祉介護課長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
299		西京まち美化事務所主席美化指導員	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
300		市民美化センター環境美化係長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
301		市民美化センター作業長	戒告	環境局の一連の不祥事の管理監督責任	
302	2006.8.31	保健福祉局長	減給1/10(3月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
303		北区長	減給1/10(3月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
304		消防局長	減給1/10(3月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
305		北区副区長	減給1/10(2月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
306		伏見区醍醐支所福祉部支援課長	減給1/10(2月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
307		伏見区醍醐支所福祉部支援保護課保護第1係長	減給1/10(1月)	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
308		総合企画局長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
309		総務局人事部長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
310		文化市民局市民生活部長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
311		保健福祉局生活福祉部長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
312		総務局人事部人事課長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	

313		保健福祉局生活福祉部地域福祉課長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
314		保健福祉局生活福祉部地域福祉課担当課長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
315		北区福祉部支援保護課長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
316		西京区洛西支所福祉部支援保護課長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
317		北区福祉部福祉介護課福祉係長	戒告	生活保護行政にかかる一連の不祥事の管理監督責任	
318	2006.9.7	環境局	懲戒免職	免停処分を受けていたにもかかわらず60日間公用車を運転	
319	2006.9.14	建設局	停職4月	酒によい帰宅途中の電車内で、他の乗客に対し携帯電話の操作をやめさせようと、暴行、携帯電話を破損させた	
320	2006.9.25	環境局	減給半日	年休の残日数の誤った教示を受け事故欠勤1.5日	
321	2006.9.25	環境局	戒告	ごみ収集車の運転業務中、右折禁止地点で右折	
322		環境局	戒告	ごみ収集車の運転業務中、右折禁止地点で右折	
323		環境局	戒告	ごみ収集車の運転業務中、右折禁止地点で右折	
324	2006.9.25	環境局	戒告	外勤した帰途自宅に寄り自己の自動二輪を公用車に乗せ修理に出した	
325		環境局	戒告	上記行為を助力した	
326	2006.10.10	左京区役所	懲戒免職	自宅で飲酒後登録票のない自動二輪で一方通行を逆走、検問に引っかかり酒気帯び運転、通行禁止違反で現行犯逮捕	★
327	2006.10.16	保健福祉局	懲戒免職	診療所待合室で35万円入った他人の手提げかばんを盗み逮捕	★
328	2006.10.25	保健福祉局	懲戒免職	無免許運転で逮捕	★
329	2006.10.25	都市計画局	停職1月	長期にわたって勤務時間中の所在不明、公用車運行に注文を付ける等服務状況に問題があつたため、度重なる指導を行つたが、改めない	
330	2006.11.13	環境局	懲戒免職	病気休務中療養に専念せず、受信及び報告義務を履行せず。配偶者の飲食店を手伝う	
331	2006.12.27	環境局	懲戒免職	複数の臨時職員に対し、別室で2人きりの状況で性的関心に基づく発言、性的交渉を求める発言を相当回数くり返し、臨時職員らに不快感、嫌悪感を与える。その他タクシーチケットの私的流用、独断で自動販売機の設置契約を結び売り上げを費消	

表1-1 京都市水道局職員懲戒処分の分類(2)

★は逮捕、■は薬物事件

No.	決定日	所属	処分の種類	理由	備考
1	1996.11.20	上下水道	停職6月	上司への暴力	
2	1996.12.4	上下水道	停職1月	同僚への暴行	
3	1996.12.11	上下水道	戒告	請負業者の暴行	
4	1997.1.30	上下水道	戒告	建設現場でアルバイト	
5	1997.12.25	上下水道	停職5日	無断欠勤14日	
6	1998.8.3	上下水道	停職1月	同僚への暴行	
7	1998.9.7	上下水道	停職45日	病休中居酒屋で暴力事件	
8	1998.10.6	上下水道	停職6月	女性宅に侵入、窃盗で逮捕	★
9	1998.12.1	上下水道	停職3日	虚偽の算定	
10	1999.4.16	上下水道	停職20日	旅行積立金盗む	
11	1999.8.3	上下水道	停職1月	無断欠勤17日	
12	1999.10.18	上下水道	停職3月	虚偽の算定(再犯)	
13	1999.11.2	上下水道	戒告	勤務中飲食、公用車私的使用	
14	1999.11.2	上下水道	停職10日	無断で病院、サボってパチンコ	
15	2000.3.10	上下水道	停職4月	勤務中飲食、酩酊、上司同僚への暴行	
16	2000.3.4	上下水道	戒告	勤務中無断で飲食	
17	2000.3.23	上下水道	停職1月	上司への暴行	
18	2000.3.23	上下水道	停職20日	勤務中パチンコ、無断帰宅他	
19	2000.3.23	上下水道	減給半日	上記職員の監督責任	
20	2001.2.15	上下水道	懲戒免職	自宅放火で逮捕	★
21	2001.3.13	上下水道	停職3日	勤務中買い物、飲酒他	
22	2001.3.13	上下水道	停職5日	職務怠慢	
23	2001.3.26	上下水道	停職5日	職場離脱くり返す	
24	2001.3.26	上下水道	戒告	上記職員の監督責任	
25	2001.7.3	上下水道	停職5日	* 上司に反抗	
26	2001.7.3	上下水道	戒告	* 上司に反抗	
27	2001.7.3	上下水道	停職45日	* 上司に反抗、暴行	
28	2001.7.13	上下水道	停職4月	職務質問の警官に暴行、逮捕(過去にも傷害事件で停職45日)	★
29	2001.7.25	上下水道	戒告	管理監督責任	
30	2001.8.22	上下水道	停職15日	同僚への暴行	
31	2001.10.25	上下水道	停職2月	児童買春、逮捕	★
32	2002.2.27	上下水道	停職5日	職場離脱して体育館でトレーニング	
33	2002.2.27	上下水道	戒告	上記職員への監督責任	
34	2002.11.18	上下水道	懲戒免職	覚せい剤で逮捕	★
35	2002.11.27	上下水道	戒告	上記職員の監督責任	
36	2002.11.27	上下水道	減給半日	勤務中パチンコ	

37	2003.7.8	上下水道	停職1日	警察署内で暴行、逮捕	★
38	2003.7.18	上下水道	減給半日	同和温泉補助金事件(錦林支部長)	
39	2003.7.25	上下水道	戒告	個人的トラブルで上司等巻き込む(えせ同和団体に追及?)	
40	2003.9.30	上下水道	停職4月	休憩時間中に飲酒、公用車(バイク)を運転事故、上司への暴言	
41	2003.9.30	上下水道	戒告	上記職員の監督責任	
42	2004.2.19	上下水道	停職1月	飲酒運転で検問に引っかかり逃走、取り押さえられた後も非協力的態度で逮捕	★
43	2004.6.2	上下水道	停職2月	更衣室で同僚の金盗む	
44	2004.6.16	上下水道	停職1月	夜勤前から飲酒勤務中酒気帯び状態、注意する職員に暴言	
45	2004.6.16	上下水道	戒告	上記職員の監督責任	
46	2004.11.22	上下水道	戒告	取材で訪れた市民に対する暴言	
47	2004.11.24	上下水道	停職4月	職場の文書を無断持ち出し破棄、放置	
48	2004.11.24	上下水道	戒告	上記職員の監督責任	
49	2005.9.5	上下水道	停職7日	水道の無届け使用	
50	2006.1.19	上下水道	戒告	* 勤務中抜け出し飲食	
51	2006.1.19	上下水道	戒告	* 勤務中抜け出し飲食	
52	2006.1.19	上下水道	戒告	* 勤務中抜け出し飲食	
53	2006.1.19	上下水道	戒告	* 勤務中抜け出し飲食	
54	2006.1.19	上下水道	戒告	* 勤務中抜け出し飲食	
55	2006.10.23	上下水道	戒告	勤務中公用車を私的使用	
56	2006.10.23	上下水道	減給半日	昼休み公用車(バイク)で自宅に昼食食べに帰る	
57	2006.11.15	上下水道	停職3月	無断欠勤9.5日	
58	2006.11.15	上下水道	停職1月	無断で職場離脱くり返す	
59	2006.12.26	上下水道	停職45日	病休中バイクショップ入りびたり、ツーリングにも行く	
60	2006.12.27	上下水道	戒告	利用者に無断で敷地内に入り停水予告書を投函	

表1-1 京都市交通局職員懲戒処分の分類(3)

★は逮捕、■は薬物案件

No.	決定日	所属	処分の種類	理由	備考
1	1996.4.30	交通	停職5月	バス運行中車両を離れ営業所で競輪放送見る	
2	1996.6.14	交通	戒告	乗客を降車させない	
3	1996.6.14	交通	戒告	乗客を無理矢理降車させる	
4	1996.6.26	交通	戒告	乗客を降車させない	
5	1996.11.29	交通	停職1月	禁止されているかすみ網を使用して狩猟鳥獣以外の鳥獣捕獲、逮捕	★
6	1997.12.19	交通	戒告	出勤中スピード違反で免停30日	
7	1998.2.20	交通	懲戒免職	覚せい剤で逮捕	★
8	1998.4.17	交通	停職6月	運行中ワゴン車の運転手とトラブル、バスを放置	
9	1999.3.16	交通	停職3日	同僚への暴行	
10	1999.3.16	交通	戒告	管理監督責任	
11	1999.12.3	交通	戒告	管理監督責任	
12	1999.12.14	交通	停職1日	婦女暴行容疑で逮捕	★
13	2000.3.23	交通	停職1月	勤務態度接客態度不良	
14	2000.4.18	交通	戒告	酒気帯び出勤、退勤命じられる	
15	2000.8.1	交通	停職3日	当日休暇くり返す(以前婦女暴行で逮捕)	
16	2000.11.13	交通	停職15日	入庫時に乗客を車内に放置	
17	2000.11.30	交通	停職1月	住居侵入で逮捕	★
18	2001.4.2	交通	懲戒免職	バスの釣銭窃盗で逮捕	★
19	2001.7.2	交通	戒告	運行系統を間違って運行を続ける	
20	2001.12.10	交通	減給10分の1	地下鉄運転士、信号確認せず進行、運行ダイヤに支障、虚偽報告	
21	2002.5.29	交通	停職5月	乗客に暴言、運行放棄	
22	2002.9.29	交通	減給10分の5	遅刻を注意され休憩室と更衣室の壁破損	
23	2003.3.19	交通	懲戒免職	殺人示唆のビラを市内一円に配布して逮捕	★
24	2003.3.20	交通	停職3日	操車場で車内に乗客を放置	
25	2003.4.23	交通	懲戒免職	不正流用事件をネタに恐喝、逮捕	★
27	2003.5.27	交通	停職1日	* 職員同士の暴力事件	
28	2003.5.27	交通	戒告	* 職員同士の暴力事件	
29	2003.5.27	交通	戒告	乗客に暴言、口論	
30	2003.5.27	交通	停職10日	操車場で休憩の際、車内に乗客放置	
31	2003.6.5	交通	懲戒免職	遺失物横領、詐欺で逮捕	
32	2003.7.10	交通	減給10分の5	早発運行をくり返す	
33	2003.12.25	交通	停職1日	傷害容疑で逮捕、事故欠勤	★
34	2003.12.25	交通	停職1月	操車場で休憩の際、車内に乗客放置	
35	2004.2.2	交通	停職2月	走行中脱帽、喫煙	
36	2004.3.26	交通	停職2月	妻を暴行して逮捕	★

37	2004.3.26	交通	戒告	回送中の車内で喫煙	
38	2004.6.4	交通	停職2月	乗客に暴言(マスコミで大きく取り上げられる)	
39	2004.6.24	交通	停職1月	免停講習さぼり虚偽報告、事故欠勤くり返す	
40	2004.11.17	交通	停職3月	乗客に暴言、早発くり返す	
41	2005.2.15	交通	停職7日	同僚2人に暴行	
42	2005.7.29	交通	停職7日	乗客に暴言、早発	
43	2005.7.29	交通	戒告	早発くり返す	
44	2005.11.8	交通	停職2日	同僚への暴行	
45	2006.1.11	交通	停職7日	車内に乗客放置	
46	2006.1.11	交通	停職1月	乗客への不適切な対応、早発	
47	2006.8.30	交通	戒告	環境局職員の一連の不祥事に対する監督責任	

表1-1 京都市教育委員会職員懲戒処分の分類(4)

★は逮捕、■は薬物案件

No.	決定日	所属	処分の種類	理由	備考
1	1998.4.7	教育委員会	懲戒免職	深夜飲酒、女装の上建造物侵入、通行人の女性に抱きつく、逮捕	★
2	1999.9.10	教育委員会	懲戒免職	女子中学生買春	★
3	2000.5.31	教育委員会	停職6月	住居侵入、窃盗未遂で逮捕	★
4	2002.7.5	教育委員会	懲戒免職	校内の女子更衣室を盗撮	
5	2003.3.31	教育委員会	減給10分の1	校内で車で児童を轢く	
6	2003.6.12	教育委員会	懲戒免職	有印私文書偽造、詐欺で逮捕	★
7	2003.7.16	教育委員会	戒告	同和温泉事件での監督責任	
8	2003.7.16	教育委員会	戒告	同和温泉事件での監督責任	
9	2003.7.16	教育委員会	戒告	同和温泉事件での監督責任	
10	2004.8.17	教育委員会	懲戒免職	女子高生買春で逮捕	★
11	2006.8.30	教育委員会	戒告	環境局職員の一連の不祥事に対する監督責任	

表1-1 京都市消防局職員懲戒処分の分類(5)

★は逮捕、■は薬物案件

No.	決定日	所属	処分の種類	理由	備考
1	1997.2.17	消防	懲戒免職	女子高生買春くり返す、逮捕	★
2	1997.7.9	消防	停職7日	電車内で痴漢、逃走、逮捕	★
3	2000.1.21	消防	停職10日	深夜七首を持ちスナック店員をからかう、逮捕	★
4	2000.7.7	消防	停職7日	出勤途上の電車内で痴漢、逮捕	★
5	2000.11.6	消防	停職7日	火災現場で活動中隊長と口論暴行	
6	2002.4.19	消防	停職10日	飲酒運転で交通事故、逃走、逮捕	★
7	2004.2.6	消防	停職3月	* 火災時出命令を拒否	
8	2004.2.6	消防	戒告	* 上記職員への監督責任	
9	2004.11.4	消防	停職1月	救急現場で活動中職員に暴行、帰隊後も再度暴行	

表1-1 京都市その他の実施機関の職員懲戒処分の分類(6)

No.	決定日	所属	処分の種類	理由	備考
1	2001.8.17	左京区選管	戒告	不適切な事務	
2	2001.8.17	左京区選管	戒告	不適切な事務	
3	2001.8.17	西京区選管	戒告	不適切な事務	
4	2001.8.17	市選管	戒告	不適切な事務	
5	2001.8.17	左京区長	戒告	不適切な事務	
6	2001.8.17	西京区長	戒告	不適切な事務	

表1-2 実施機関別年度別懲戒処分者数

(人)

年度	免職					停職				
	市長	教育	水道	交通	左以外	市長	教育	水道	交通	左以外
1996	3	2			1	19	13	2	2	
1997	6	4		1	1	13	11	1		1
1998	6	5	1			21	17	4	2	
1999	6	5	1			19	9	7	2	1
2000	6	5		1		29	20	1	3	3
2001	4	3		1		14	8	6		
2002	6	3	1	1		11	8		2	1
2003	4	1	1	2		17	8	3	5	1
2004	6	5	1			8	4	3		1
2005	2	2				15	14	1		
2006	16	16				14	11	3		
合計	65	51	5	2	5	180	123	1	33	16
										7

年度	減給					戒告					合計
	市長	教育	水道	交通	左以外	市長	教育	水道	交通	左以外	
1996	2	2			7	2		2	3		31
1997	2	2			14	13		1			35
1998	4	4			5	4			1		36
1999	1			1		10	7	2	1		36
2000	1	1				12	10	1	1		48
2001	6	5		1		26	16	3	1	6	50
2002	4	1	1	1		18	17	1			39
2003	4	2		1		26	18	3	2	1	51
2004						9	6	3			23
2005						10	5		5		27
2006	12	11	1			34	31	1	2		76
合計	36	28	1	4	3	171	129	4	21	10	452

表I-3 実施機関別年度別逮捕者数

年度	市長		教育		水道		交通		左以外		(人)	
	うち薬物	全体										
1996	3	1					1	1	1	1	5	1
1997	6	3					1	1	1	1	8	4
1998	4	4	1			1		1		1	6	4
1999	5	1	1				1	1	1	1	8	1
2000	8	2	1			1		1	1	1	12	2
2001	4	3			2		1	1	1	1	7	3
2002	4	1			1		1	1	1	1	7	2
2003	1	1	1		2		2			6	1	
2004	4	2	1							5	2	
2005	7									7		
2006	11	3								11	3	
合計	57	21	5	0	7	1	8	1	5	0	82	23

(カッコ内は薬物逮捕者数)

他の政令市との職員 1,000人当りの逮捕者数の比較

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		⑬～⑰平均	
	職員数	逮捕者数	1000人当	職員数	逮捕者数	1000人当	職員数	逮捕者数	1000人当	職員数	逮捕者数	1000人当
京 都 市	9,920	5	0.50	9,741	5	0.51	9,649	1	0.10	9,608	6	0.62
札 幌 市	9,936	3	0.30	9,843	1	0.10	9,875	1	0.10	9,823	3	0.31
仙 台 市	5,262	0	0.00	5,250	0	0.00	5,153	0	0.00	5,069	0	0.00
さいたま 市	5,473	1	0.18	5,657	0	0.00	5,715	1	0.17	5,687	0	0.00
千 葉 市	5,322	0	0.00	5,386	0	0.00	5,409	2	0.37	5,423	0	0.00
川 崎 市	10,994	5	0.45	10,957	3	0.27	10,646	3	0.28	10,372	4	0.39
横 浜 市												
静 岡 市	2,290	0	0.00	2,939	0	0.00	4,472	0	0.00	4,396	0	0.00
名 古 屋 市	17,219	1	0.06	17,069	1	0.06	16,875	3	0.18	16,712	2	0.12
大 阪 市												
堺 市	5,055	2	0.40	5,110	0	0.00	4,956	1	0.20	4,481	1	0.22
神 戸 市	13,243	0	0.00	12,919	3	0.23	12,636	3	0.24	12,475	3	0.24
広 島 市	6,484	0	0.00	6,527	1	0.15	6,503	2	0.31	6,511	3	0.46
北 九 州 市	6,540	0	0.00	6,399	1	0.16	6,330	2	0.32	6,268	2	0.32
福 岡 市	7,053	1	0.14	6,870	1	0.15	7,146	3	0.42	7,183	1	0.14
各 都 市 平 均	104,791	18	0.17	104,667	16	0.15	105,365	22	0.21	104,008	25	0.24
4 - 1 標												

注1：職員数は、各年度4月1日現在数（市長部局のみ）。

注2：さいたま市の平成13年度の職員数は5月1日現在。

注3：静岡市の平成13年度及び平成14年度の職員数は、合併前の旧静岡市分。

注4：神戸市の職員数は、条例定数。

注5：横浜市、回答無し。大阪市は、平成16年度以前の統計なし。

表2-1

4 複数回懲戒処分を受けた職員とその処分内容

1 環境局（旧清掃局を含む。）

（1）職員（30歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成6年10月10日から平成7年12月25日までの間に延べ51日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職20日（平成8年6月7日付け）

処分歴：平成4年1月28日付け 停職7日

事件概要：平成3年6月22日から同年12月28日までの間に23日間事故欠勤を行った。

（2）職員（26歳）による児童福祉法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成8年4月23日、満18歳に満たない少女と性交したうえ、同少女を知人に引き合わせ性交させた。

処分内容：懲戒免職（平成8年9月9日付け）

処分歴：平成7年9月27日付け 停職3日

事件概要：平成7年6月16日から同年9月13日までの間に16日間事故欠勤を行った。

（3）職員（33歳）による覚せい剤取締法違反等事件【公務外非行関係】

事件概要：盗品と知りながら普通乗用自動車を購入したうえ、無免許で運転し、平成8年7月18日に逮捕され、同月29日に盗品等有償譲受け及び道路交通法違反で起訴された。また、同月9日、覚せい剤取締法違反により起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成8年10月4日付け）

処分歴：平成5年9月13日付け 停職3月

事件概要：平成5年5月22日、診療所において、医師に暴行を加えた。また、10日間事故欠勤を行った。

（4）職員（28歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成10年1月31日、覚せい剤取締法違反で逮捕され、同年2月10日、同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成10年2月18日付け）

処分歴：平成9年2月28日付け 停職1月

事件概要：平成8年2月12日から同年11月30日までの間に78.5日間事故欠勤を行った。

(5) 職員(29歳)による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成10年4月16日、覚せい剤取締法違反で逮捕され、同月27日、同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職(平成10年5月29日付け)

処分歴：平成7年5月8日付け 停職3日

事件概要：平成6年9月28日、職場のテーブルを蹴飛ばし、上司に命中させ負傷させた。

(6) 職員(27歳)による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成10年8月29日、覚せい剤取締法違反で逮捕され、同年9月9日、同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職(平成10年9月16日付け)

処分歴：平成9年7月15日付け 停職5日

事件概要：平成8年9月27日から平成9年3月20日までの間に、22日間事故欠勤を行った。

処分歴：平成10年8月28日付け 停職1月

事件概要：平成10年7月16日、普段路上駐車をしている場所に、他者の車が駐車されているのに立腹し、応対した隣保館職員に対して暴行を加え、傷害を与えた。

(7) 職員(28歳)による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成10年9月14日から同月18日までの間に、3.5日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職10日(平成10年10月15日付け)

処分歴：平成10年2月10日付け 停職3日

事件概要：平成9年12月2日から同年12月11日までの間に、8日間事故欠勤を行った。

(8) 職員(23歳)による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成10年10月2日から同月27日までの間に、3.5日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職1月(平成10年12月15日付け)

処分歴：平成10年8月25日付け 停職20日

事件概要：平成10年5月18日から同年6月2日までの間に、9日間事故欠勤を行った。

また、このことにつき処分がなされる旨を申し渡された後にも、5日間事故欠勤を行った。

(9) 職員（21歳）による事故欠勤及び傷害事件【公務外非行関係】

事件概要：平成11年3月17日から同月31日までの間に、延べ10日間事故欠勤を行った。更に、不正に病気休務を取得しようとした。

また、同年3月24日、運転免許停止処分中に、飲酒運転したうえ、交通事故を起こし、事故の相手方に暴行を加え、同日傷害容疑で逮捕された。

処分内容：懲戒免職（平成11年4月21日付け）

処分歴：平成10年12月15日付け 停職3日

事件概要：平成10年11月10日から同月13日までの間に、延べ4日間事故欠勤を行った。

(10) 職員（41歳）による麻薬及び向精神薬取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成11年11月5日に麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕され、同月25日に同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成12年1月25日付け）

処分歴：平成2年10月19日付け 停職5日

事件概要：平成2年10月8日、職場内において、上司に暴行を加えた。

(11) 職員（48歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成12年3月23日に、半日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職3日（平成12年6月13日付け）

処分歴：平成12年3月2日付け 停職2日

事件概要：平成11年5月12日、同年12月8日の2日間事故欠勤を行った。

(12) 職員（28歳、36歳）による副業行為【一般服務関係】

事件概要：平成12年10月から同年12月まで無許可で副業に従事した。

処分内容：停職15日、停職10日（平成13年2月13日付け）

処分歴：平成9年4月14日付け 戒告（両名とも）

事件概要：それぞれ、平成8年11月末頃から平成9年1月中旬までの間及び平成8年12月初め頃から平成9年1月16日までの間、無許可でごみの収集業務に従事し、報酬を得た。

(13) 職員（32歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成13年3月3日、覚せい剤取締法違反で逮捕され、平成13年3月14日、同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成13年3月29日付け）

処分歴：平成12年9月11日付け 停職3日

事件概要：平成12年7月29日から同年8月11日までの間に、4日間の事故欠勤と1回の無断早退を行った。

処分歴：平成12年12月5日付け 停職10日

事件概要：平成12年10月9日に、事故欠勤を行ったうえ、同月11日に25分遅参した。

(14) 職員（37歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成13年4月19日に覚せい剤使用容疑で逮捕され、同月27日に同容疑で起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成13年5月11日付け）

処分歴：平成11年12月14日付け 停職3日

事件概要：平成11年10月15日から同年11月8日までの間に12日間事故欠勤を行った。

処分歴：平成13年3月27日付け 停職7日

事件概要：平成13年2月26日、事故欠勤を行った。

(15) 職員（52歳）による事故欠勤等【一般服務関係】

事件概要：平成13年2月23日に、私的な目的で公用車を使用するとともに、同年3月16日から同月31日までの間に、4日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職15日（平成13年6月19日付け）

処分歴：平成9年11月11日付け 停職10日

事件概要：平成9年2月26日、タクシー運転手に対し暴行を加え、タクシーの無線機を一部損壊させた。また、逮捕、拘留されていた同年2月27日について、不正に病気休務の承認を得ていた。

(16) 職員（33歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成13年9月27日に覚せい剤所持容疑で逮捕。10月5日に同容疑で起訴。

処分内容：懲戒免職（平成13年10月24日付け）

処分歴：平成12年6月30日付け 停職2日

事件概要：平成11年11月18日に、1.5日間事故欠勤し、平成12年2月9日にも遅参4時間を行った。

(17) 職員（28歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：過去に延べ3日間事故欠勤を行い、停職2日間懲戒処分を受け、平成13年9月6日及び同年11月20日に2日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職7日（平成14年1月31日付け）

処分歴：平成9年9月9日付け 停職2日

事件概要：平成7年5月30日から平成9年8月8日までの間に、3日間事故欠勤を行った。

(18) 職員（54歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：過去に2、5日間事故欠勤を行い、停職3日の処分を受け、平成14年4月8日に1日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職7日（平成14年8月8日付け）

処分歴：平成13年11月2日付け 停職3日

事件概要：平成13年8月4日から同月29日までの間に2、5日間事故欠勤を行った。

(19) 職員（43歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成14年8月15日から同月30日にかけて12日間事故欠勤を行った。また、この期間について、診察を受けていない日まで遡った内容で医師に診断書の交付を求め、発行された診断書を所属長に提出することにより、病気休務の承認を受けようとした。

処分内容：停職20日（平成14年12月27日付け）

処分歴：昭和60年11月27日付け 停職3日

事件概要：昭和60年3月から同年10月末までの間に、49日間事故欠勤を行った。

(20) 職員（36歳）による公務上の交通事故【交通事故関係】

事件概要：平成14年9月18日、公務中に交通事故（物損と人身）を起こした。

処分内容：戒告（平成15年2月21日付け）

処分歴：平成4年12月17日付け 停職3日

事件概要：平成4年8月5日、職場において、同僚職員を口論となり、暴行を加えた。

(21) 職員（35歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成15年3月6日、南区の路上で覚せい剤及び大麻を所持していた容疑で逮捕され、同月27日に起訴された。

処分内容：懲戒免職（平成15年4月9日付け）

処分歴：平成11年11月2日付け 戒告

事件概要：平成11年6月25日、公務中の交通事故により、歩行者に対し傷害を負わせた。

処分歴：平成12年3月27日付け 停職3日

事件概要：平成11年12月23日から同月28日までの間に、3日間事故欠勤を行った。

処分歴：平成13年6月5日付け 停職7日

事件概要：平成13年3月20日に事故欠勤を行った。

処分歴：平成13年11月2日付け 停職10日

事件概要：平成13年5月10日、公務中に、前方不注意により交通事故（物損と人身）を起こした。

(22) 職員（52歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成15年6月4日から6日までの3日間、病気休務を取得していたが、休務期間中の同月6日に、療養に専念することなく、パチンコに興じていたため、事故欠勤となった。

処分内容：停職1月（平成15年9月29日付け）

処分歴：平成15年3月13日付け 停職15日

事件概要：平成14年5月23日に取得していた服喪休暇について、虚偽の申請であったと同人が認めたため、事故欠勤となった。同年11月11日から同月21日まで病気休務を取得していたが、同月18日から20日までの3日間については、療養に専念せず、休務を要するとは認められなかったため、事故欠勤となった。

(23) 職員（50歳）による公務上の交通事故【交通事故関係】

事件概要：平成15年3月13日、公務中に、門扉に接触する交通事故（物損のみ）を起こした。同年4月7日、公務中に車両衝突する交通事故（物損と人身）を起こした。

処分内容：戒告（平成16年1月19日付け）

処分歴：平成4年3月30日付け 戒告

事故欠勤：平成4年3月17日、清掃事務所内において、同僚職員ら8名と賭博行為を行った。

(24) 職員（39歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成16年3月17日及び同月25日の計2日間事故欠勤を行った。

処分内容：停職1月（平成16年5月31日付け）

処分歴：平成13年2月2日付け 停職10日

事件概要：平成12年1月21日から同年8月18日までの間に14日間事故欠勤を行った。

(25) 職員（29歳）による無免許、シンナー吸引による運転及び一方通行逆走事件

【公務外非行関係】

事件概要：平成16年10月18日午前6時頃、無免許運転で、シンナーを吸入しながら車両を運転し、警察官による停止命令を無視し、一方通行の道路を逆走して逃亡を図った。同月29日に道路交通法違反（無免許運転及び通行禁止違反）により起訴。

処分内容：懲戒免職（平成16年11月17日付け）

処分歴：平成16年1月19日付け 停職2日

事件概要：平成15年11月5日及び6日、体調不良により欠勤したが、かかりつけの医師から休業を必要とする診断がなされなかつたため、2日間について事故欠勤となつた。

(26) 職員（58歳）による公務上の交通事故【交通事故関係】

事件概要：平成16年10月12日、公務中に交通事故（物損のみ）を起こした。

処分内容：戒告（平成17年4月19日付け）

処分歴：平成8年10月8日付け 戒告

事件概要：平成8年4月8日から同年8月20日までの間、無許可でパチンコ店駐車場管理のアルバイトに従事した。

(27) 職員（46歳）による事故欠勤【一般服務関係】

事件概要：平成17年8月1日から同月8日まで、計6日間事故欠勤を行つた。

処分内容：停職1月（平成17年10月3日付け）

処分歴：平成17年6月14日付け 停職3日

事件概要：うつ状態となり出勤することができず、また居所も明らかでなかつたことから、本人との連絡が取れない状態が続き、その結果、平成17年1月6日から2月3日までの間に、計21日間事故欠勤となつた。

(28) 職員（26歳）の賃金業規制法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成17年12月6日、賃金業規制法等違反の容疑で逮捕された。

処分内容：懲戒免職（平成18年1月27日付け）

処分歴：平成16年10月25日付け 停職2月

事件概要：平成16年6月24日、飲酒後無免許で車両を運転し、電柱に衝突し、民家玄関を一部破損させたが、何ら措置することなく事故現場から逃亡した。

(29) 職員（45歳）による酒気帯び運転・信号無視の道路交通法違反事件【交通事故関係】

事件概要：平成18年3月20日深夜、飲酒した後、自家用車を運転し、酒気帯び運転及び信号無視の道路交通法違反で逮捕された。

処分内容：停職3月（平成18年3月30日付け）

処分歴：平成10年9月9日付け 停職1月

事件概要：平成6年9月から平成9年10月にかけて、同僚からの依頼に応じて、当該同僚の知人の持ち込むごみについて、条例規定の手数料を徴収せずに、無料で搬入させた。

2 建設局（旧都市建設局を含む。）

(1) 職員（34歳）による公用パソコンの無断持ち出し、質入れ事件【公務外非行】

事件概要：平成11年4月5日、職場からノート型パソコンを無断で持ち出したうえ、同日質入れして、現金6万円を受け取り、自己の借金の返済の一部にあてた。

処分内容：懲戒免職（平成11年5月11日付け）

処分歴：平成9年8月4日付け 停職1月

事件内容：平成9年7月25日、相手方の車が、自分の車に接触しそうになったため口論となり暴行に及んだ。

処分歴：平成10年7月29日付け 停職2月

事件概要：虚偽の服喪休暇申請を行うなどして、平成10年5月19日から同年6月5までの間に、14日間事故欠勤を行った。

(2) 職員（44歳）による住居侵入事件【公務外非行関係】

事件概要：平成13年9月26日に自宅アパート隣室の女性宅に無断で侵入した。

処分内容：停職1月（平成13年10月31日付け）

処分歴：昭和61年5月15日付け 停職3日

事件概要：昭和61年5月6日、民家の敷地内に無断で侵入した。

3 会計室

職員（27歳）による覚せい剤取締法違反事件【公務外非行関係】

事件概要：平成13年10月3日に覚せい剤譲渡容疑で逮捕。10月23日に覚せい剤譲渡及び使用容疑で起訴。

処分内容：懲戒免職（平成13年11月1日付け）

処分歴：平成13年1月12日付け 停職2日

事件概要：平成11年10月11日及び平成12年11月5日に合計2日間事故欠勤を行った。

4 左京区役所

職員（40歳）による暴言事件【一般服務関係】

事件概要：平成15年12月12日、国民健康保険証の送付に係る苦情に電話で対応しているうちに、相手方と口論となり暴言を発した。

処分内容：停職10日（平成16年1月21日付け）

処分歴：平成11年6月22日付け 戒告

事件概要：同僚職員にいたずら電話をかけられたと誤解し、平成10年9月から平成11年5月までの間、当該職員に対して、報復の目的で、無言電話を繰り返した。

5 伏見区役所

職員（35歳）による服務規律違反【一般服務関係】

事件概要：平成15年1月20日から同年3月11日の間、計11回、延べ20時間10分の遅参を繰り返した。

処分内容：停職7日（平成15年3月27日付け）

処分歴：平成10年8月25日付け 停職2日

処分内容：平成10年6月5日から同月9日までの間に、延べ3日間事故欠勤を行った。